

委	118	大阪府建築都市部 総合計画課 施設計画G	自治体
---	-----	----------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
委員会中間とりまとめ P9 土地利用のあり方	<p>・「河川の堤防周辺に人家密集地域があり洪水時には災害発生が懸念されている。こういった点に関しては土地利用の制限等を含めた都市計画での対応および法制度の見直しを考えていく必要がある」の記述について</p> <p>・洪水時における災害発生を懸念して堤防周辺の人家密集地域において土地利用制限を行うのであれば、都市計画だけの対応でなく河川法でも規制すべきであり、その上で都市計画との整合を考えていく必要がある。またその際には関係機関、地元住民と十分調整のうえ法制度の見直し等を行われたい。</p>

部会名、ページ、項目	意見
淀川部会 P10 洪水災害対策 1) 河道	<p>高規格堤防は推進されるべきであるが、その完成には多くの困難を伴うため、当面の対策として堤防の強度の増加を図ることも重要と書かれている。</p> <p>この表現では、堤防の強度増加ばかりが進められ、この20から30年間に整備される高規格堤防はほとんどないと思われる。どうしても調整のつかない場合や緊急対応の必要がある場合などに、堤防強度の増加を図るような対策を行うべきである。</p> <p>第一には、高規格堤防を推進していくということなら、高規格堤防についての問題点（「住民などの移転を伴う」・「治水優先度とまちづくりの優先度が異なる地域がある」など）を指摘するとともに、それを解決する方策についても記述するべきである。今後は、高規格堤防についても計画的に進められるべきであり、制度創設から十数年が経過した今、そのための法整備（用地買収や換地が可能となる制度）が必須なのは明白である。</p> <p>特に、関係法令の改正を早急に進めるべきといった記述を盛り込むことで、国において早急に抜本的な改正が進められないと、現在の制度ではいつまでたっても高規格堤防は進まないと思われる。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>現在の高規格堤防整備事業は、原則的に用地買収を行わず、一旦、仮移転を行った後、再度戻ってきてもらう事業である。盛土による土地の区画形質の改変を伴うため、市街地においては、個々の権利を法的に担保できる区画整理事業のような面整備をセットで行う必要がある。</p> <p>しかしながら、中心市街地の整備が急がれる中、沿川部では、まちづくりのプライオリティは低く、高規格堤防との共同事業が行える地区は非常に少ないとともに、更には調整区域が広がる地域もある状況。</p> <p>このようなことから、過去に実施された地区は、大規模工場跡地などの民間開発や住宅整備などの公共事業との共同事業がほとんどであり、既存の市街地を盛土した事例は全くといっていいほどない状況である。</p>

全	119	大阪府土木部 事業管理室 政策調整 G	自治体
---	-----	---------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
	<p>建築都市部建築企画課において、大阪府景観条例に基づく景観形成地域の指定の作業を行っているようだが、本計画との関係は如何。</p> <p>各ブロック（琵琶湖、淀川、猪名川）間の相関関係を含めた流域全体でのとりまとめが必要ではないか。</p>

委	119	大阪府土木部 事業管理室 政策調整 G	自治体
---	-----	---------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
委員会 - 7	<p>転換の方向 「…森林や都市なども含めて流域全体として課題に対応すること…」に対応する「整備計画の方向性」に記述がない。</p>

淀	119	大阪府土木部 事業管理室 政策調整 G	自治体
---	-----	---------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
淀川部会 - 2 - 19	水質管理について、雨天時と晴天時に区分して論じる必要があるのではないか。

猪	119	大阪府土木部 事業管理室 政策調整 G	自治体
---	-----	---------------------	-----

部会名、ページ、項目	意見
猪名川部会	下流河川（神崎川等）との関係についても言及すべきではないか。

琵琶	120	滋賀県坂田郡山東町	自治体
----	-----	-----------	-----

平成 14 年 7 月 26 日

中間取り纏めへの意見について

4 - 2 琵琶湖へ注ぐ川について

( 3 ) 治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること ( P 1 4 )

従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避を最優先に行い、状況によってはある程度の溢水を想定するやり方に変えるべきである。

「状況によっては、ある程度の溢水を想定するやり方に変えるべきである。」とのお考えですが、田畑等の溢水はやむを得ないが住宅へは困ります。

NO、12 淀川水系流域委員会委員会ニュース P 1 0 ~ 1 1 ( 3 1 ) 委員長 「住民の生命財産をいかに守るかということが基本である。」の基準を明確にすべきです。

委	121	三重県上野市	自治体
---	-----	--------	-----

治水・防災に関する事項について次のとおり意見書を提出します。

委員会中間とりまとめ

4. 整備計画の方向性

4 - 1 ( 1 ) 洪水防御の基本的対応 ( p.I - 9 )

まず当市の木津川本川を含む直轄区間には無堤区間があるため、堤防があることを前提とした項目については、堤防等の整備が項目内容を検討する前の基本的条件であると考え

る。  
また、上野遊水地、及び川上ダムでの複合的な流量調節機能で下流域の治水対策を図るという治水計画に基づき、住民説明を行ない上野遊水地事業を進めてきた。

それゆえ当初計画どおり事業が完全実施されるよりまえに、家屋が多数ある遊水地周囲堤からのある程度の越水は許容できない。

加えて、岩倉峡（木津川の狭窄部）の開削や内水対策をも含めた洪水防御でないと当市においてはしたたかな街づくりを考える前提条件が満たされない。

上記意見は上下流の問題に大きく含まれるという視点にたつならば、他の項目との共存をより具体的に検討していただきたい。

4 - 1 ( 1 ) 施設による対応 ( p.I - 9,10 )

遊水池でなく遊水地として十分に機能するように、ダムとの複合的な流量調整から排水機場、排水施設、及び内水排水施設などの複合的な事業の実施をしていただきたい。

4 - 1 ( 1 ) ソフト面の対応 ( p.I - 10 )

意見なし

4 - 1 ( 1 ) 土地利用のあり方について ( p.I - 10 )

意見なし



淀	121	三重県上野市	自治体
---	-----	--------	-----

## 淀川部会中間とりまとめ

### 2. 流域整備の変革の理念

#### 2 - 2 ( 1 ) 治水・防災 ( II - 2 - 9 )

水害防止から被害軽減へ ( 安全神話からの脱却 )

繰り返しになるが、木津川本川を含む直轄区間に無堤区間があることや、遊水地の機能を果たすための堤防高が確保されていない現実からは、堤防の当初計画通りの施工が基本条件となる。

より有効な水害時の対応へ ( 他人まかせからの脱却 )

意見なし

### 3. 整備計画

#### 3 - 1 ( 1 ) 1 ) 河道 ( p. - 2 - 11 )

意見なし

#### 3 - 1 ( 1 ) 2 ) 洪水調節 ( p. - 2 - 11 )

ダムと遊水地の洪水調節が別項目で議論されているが、前述のとおり、上野遊水地においては川上ダムとの複合的な洪水調節ということで、地元にも理解を得てきた経緯があるため、本計画の特徴を考慮していただきたい。

また、当初の計画では、遊水地への湛水は 10 年確率であると地元説明を行ってきた経緯からも当初計画を完全実施していただき、遊水池ではなく遊水地としての機能を十分にはたせるような議論を願いたい。

#### 3 - 1 ( 1 ) 3 ) 狭窄部 ( p. - 2 - 11 )

上下流の整合性をとった狭窄部開削は全体的な洪水調節に際して検討されるべき課題である。

淀	122	京都府乙訓郡大山崎町	自治体
---	-----	------------	-----

- 2 - 9 ページ 2-2 (1) 水害防止から被害軽減へ

この文面を端的に読むと浸水被害を受けたことの有る流域の住民には、河川改修を放棄したように受け取られます。

については、- 2 - 11 ページ 3-1 (1) 1) 河道に記載されている高規格堤防等の推進も合わせて、この項目に記載していただきたい。

## 案

連続堤を築き、堤防を高くするといった長年の努力にもかかわらず・・・・・・・・・・・・・・・・

河道の付替えや拡幅などの大規模回収は現実的でなく、堤防を高くすることも潜在的な危険性・・・・・・・・・・・・・・・・

壊滅的な被害をもたらす破堤を避けようと方策が必要である。

また、有効な堤防として推進する高規格堤防（スーパー堤防）においても異常な洪水による越流の危険性は残るものである。（追加）

よって（変更）、洪水が氾濫した場合の被害を軽減するには、氾濫水の拡大を遅らせるために路盤が高い道路や鉄道を活用するなど、多重・多目的な備えを行う必要がある。

- 2 - 12 ページ (4) 危機管理

### 1) 防災機関（組織）の対応

組織等の設置者は流域市町村となると思われるが、市町村の考え方や財政状況により格差が生じることが予測されるので河川管理者の主体で統一的な対応にすべきであると考えます、又、財政的な支援も必要と考えます。

よって、上記についても明記していただきたい。

## 案

・河川管理者は、防災機関の充実を図るために必要な指導や支援を積極的に行わなければならない。（追加）

・平常時においては、・・・・・・・・

・警戒期においては、・・・・・・・・

・発災期においては、・・・・・・・・

・応急復旧期においては、・・・・・・・・

・復興期においては、・・・・・・・・

- 2 - 13 ページ (4) 危機管理

2) 住民(個人)の対応

地域により過去の経過や新興住宅等に対する指導や広報が難しいものがあります、河川管理者が主体を持って行うことを盛り込んでいただきたい。

案

- ・ 河川管理者は、災害発生時に行うべきことを住民に広報等により周知を積極的に行われなければならない。(追加)
- ・ 平常時においては、・・・・・・・・
- ・ 警戒期においては、・・・・・・・・
- ・ 発災期においては、・・・・・・・・
- ・ 応急復旧期においては、・・・・・・・・
- ・ 復興期においては、・・・・・・・・

- 2 - 13 ページ (5) その他

地域により過去の経過や新興住宅等に対する指導や広報が難しいものがあります、まして、利用規制や住宅移転となると市町村による対応は困難であります、よって、国が主体を持って行うことを盛り込んでいただきたい。

案

- ・ 有効・適切な危機管理を行うには、・・・・
- ・ 危険地への住宅の進出が盛んであるにもかかわらず・・・・・・・・
- ・ 災害は防災係機関・者だけで解決される問題ではない。災害危険地の利用規制や住宅の移転等、国が法整備を積極的に行うことにより、(追加)社会全体で対応しなければならない。

委・淀	123	奈良県 土木部河川課	自治体
-----	-----	------------	-----

本文箇所

PI - 14 川本来の水量と水位の変化の回復

「このため、治水・利水主体の・・・農業用の取排水の見直しを行う。」

質問

河川から取水された農業用水は、水田において灌漑用に使用された後、ほとんどが河川と地下水に還元される。何百年にわたる耕地の歴史の間に、河川と耕地は農業用排水路によって水循環や生態系において密接なつながりを有し、「二次的自然」と呼ばれる豊かな環境を育んできた。農地が生態系保全機能・自然浄化機能・国土保全機能を有しているという視点から、水循環を利用した農業水利について検討すべきと考えるがどうか。

本文箇所

P - 2 - 14 (3) ダム等の水利施設

質問

「水需要を満たしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まったとしても、それが著しく深刻でないものは許容できる」という表現があるが、短期的というのはどのくらいの期間を想定しているのか、また、深刻でない事態とはどの程度のことを想定しているのか。

本文箇所

P - 2 - 7 水の供給管理から需要管理へ

P - 2 - 9 際限ない開発からより有効な利用へ

P - 2 - 14 (1) 水需要管理：水量の面から利水の検討

質問

1. 水を有限な資源として認識した上で、水の供給管理から需要管理への移行がうたわれているが、需要管理する主体は国土交通省と考えて良いか。
2. 水の需要管理を行う場合、水需要に関し全体として充足したとしても、個別の計画と現実の乖離が起き、地域的、一時的、利水用途別に供給の過不足が生じることはどうしても避けられないと考える。その際に、余剰水源を国が保持することや、遊休水利権の第三者転用を容易にすることなど、明確な調整ルールの仕組みが不可欠と考えるがどうか。

本文箇所

P - 2 - 9 水質基準達成から総負荷量規制へ

「より安全な飲料水・・・総負荷量を本川・支川ごとに規制する。」

P - 2 - 14 (2) 水質管理

「河川管理者および・・・総負荷量の規制を検討・実施する必要がある。」

P - 2 - 19 2) 水質

「流域のあらゆる汚染源を・・・「総負荷量規制」を行うべきである。」

意見

負荷量規制は、閉鎖性海域の富栄養化対策におけるCOD、窒素、リンの削減のように、規制により予測される効果が明確な場合は流域事業者の理解も得られる。しかし、流域のあらゆる汚染源に対して負荷量規制をかけるためには、これら事業者等に排出水中の規制物質測定等の負担をかけることになり、新たに規制を導入する場合は、水質汚濁の要因となる物質の選定、汚濁機構の解析等が必要であり、この規制による水質改善の効果も明確に示す必要があるものとする。

また、負荷量規制の実施については、河川管理者が所管する事務ではなく、環境省で従来から審議されている法制度そのものに関わることなので、本河川整備計画で規制の実施等を取りあげることはふさわしくないと考える。

本文箇所

P - 2 - 19 2) 水質 工場排水

「工場などの事業所の排水・・・それ以下の事業者の排水については何ら規制されていないのが現状である。」

意見

生活環境項目に限定すれば、上記の表現でも問題はない。しかし、有害物質については、小規模の事業者も含めて一律に排水基準が適応されており、定期的に事業所へ立ち入り検査を行っている。よって下線部の表現は正確さに欠ける。

本文箇所

P - 2 - 6 表2 淀川各河川の問題点(木津川・利水・環境欄内)

「産業廃棄物処分場による汚染」

P - 2 - 20 2)水質 産業廃棄物処分場等の排水

「流域の上流部に急増した・・・モニタリングを実施する必要がある。」

意見

1. 廃棄物処分場が(水質)汚染原因と断定することには疑問がある。適正な表現を検討されたい。
2. 産業廃棄物処分場については法に基づき許可を与えているところであり、不法投棄と同列に扱うことには疑問がある。表現方法を検討願いたい。
3. 産業廃棄物処分場排水は発ガン性物質、内分泌攪乱物質、重金属など様々な化学物質を含んでいると断定されているが、一律に断定することには疑問があるため、表現について検討願いたい。
4. 内分泌攪乱化学物質については、現在国においてその影響等を調査中であり、基準等がないこと、また、内分泌攪乱化学物質として認められた物質は2物質しかなく、この2物質についても魚類への影響しか確認されていないことから、現在の法的、科学的な根拠に基づいた表現となるよう検討願いたい。

本文箇所

P - 2 - 6 表2 淀川各河川の問題点(共通事項・環境、桂川・利水欄内)

「農薬による汚染」

P - 2 - 19 2)水質

「特に、農業排水、・・・流域全体で対応を検討すべきである。」

P - 2 - 20 2)水質 農業排水

「田畑等からの農薬・・・自治体とともに取り組む必要がある。」

意見

本とりまとめでは、水田に関し、肥料や農薬等による環境負荷の原因として捉えているが、これは一元的な見方だと考える。

水系に直結している水田では、水に含まれる硝酸態窒素を水稻が吸収しており、河川水の水質浄化に役立っている。また、降雨時には貯水による治水機能や、景観形成による癒し機能を有している。さらには、休耕田を積極的に利用し、ホテイアオイ等の水草による水質浄化や景観形成なども考えられる。

このように、水田を環境負荷の原因としたマイナス面だけでなく、水田の持つ数々のプラス面を考慮し、水系の未来を考えていくことが必要と思われるかどうか。

本文箇所

P - 2 - 18 1) 水量

「森林は、明治維新以来嘗々として行われてきた治水・砂防対策等の結果・・・良好な状態にあると言われている。」

意見

森林・林業・治山に対する施策は林野庁所管事業が担っており、治水・砂防対策の結果と記述しているのは不適切と考える。

本文箇所

P - 2 - 18 1) 水量

「特に1998年木津川上流域を襲った台風7号による広範な森林の風倒被害の対策もほとんど実施されていない状況で、・・・」

意見

台風7号の風倒木被害については、平成10年12月2日に農林水産大臣による「激甚災害の指定」や平成11年3月8日に林野庁長官による「指定被害地造林」の指定を受け、その復旧体制を整えました。

激甚災害の復旧は、森林の公益的機能の早期回復と山地崩壊の二次災害を防止するため、発生年度を含め5ヶ年で実施することとされており、平成14年度末をもって、一部復旧意志のない森林所有者の森林を除き、その復旧が完了する予定であります。

よって、上記アンダーライン部の文書を削除願います。

本文箇所

P - 2 - 19 2) 水質

「流入対策としては、・・・さらにはそこへ水を排水する農地・森林、・・・排水対策を行う。」

意見

森林の機能から見て排水という言葉は不適切と考える。

本文箇所

P - 2 - 20 2) 水質 林業排水

「森林の管理を適正化し、・・・モニタリングの実施を図る必要がある。」

**意見**

一般に「林業排水」という言葉は用いられていない。また、農地での施肥・薬剤使用状況に比べ、林地でのそれは殆ど無く、同一の項目で述べるのは不相当と考える。

本文箇所

PI - 9 4 - 1 治水・防災 (1) 洪水 洪水防御の基本的対応

「また、ある程度の堤防越水が・・・社会制度上の対応策の検討が必要・・・。」

**質問**

社会制度上の対応策とは具体的にどのようなものでしょうか？

本文箇所

P - 2 - 22 (2) 生態系の保全 1) 生物・生態系

「本水系上流部の、現在でも自然環境が比較的良好に維持されている地域では、可能な限り、これ以上の開発が行われないようにすること。」

**質問**

「現在でも自然環境が比較的良好に維持されている地域」は具体的に何処を指すのでしょうか？

本文箇所

P - 2 - 25 4 - 1 環境学習・川に学ぶ社会の実現

川の指導者の養成

**質問**

「川の指導者」の指導内容は具体的にどのようなものでしょうか？河川管理者自身が実施可能な研修は、技術的及び行政的な分野に限られると考えます。



本文箇所

P - 2 - 2 1 - 1 淀川水系流域委員会淀川部会で取り扱う範囲  
「なお、本水系の・・・直轄管理区間以外も検討の対象とした。」

質問

「検討の対象とした。」とある中で、本文において「河川管理者」が主語になる文章がいくつか見られます。原案の作成の際は、指定区間の河川管理を義務づけた整備計画の策定を目指すのか、それともあくまで、指定区間外における河川管理を対象とした整備計画を目指すのか確認したい。

本文箇所

P - 2 - 1 1 3 ) 狭窄部  
洪水調節機能の面からも自然景観保全の面からも、狭窄部の開削は避けなければならない。

質問

P 1 - 1 0 で、「洪水処理については、・・・河道改修、遊水地、ダム等の対策を検討する。」としていることから、狭窄部の対応として河道改修による開削の可能性を否定することは矛盾するのではないか。

全	124	京都府 河川課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
(全般)		<p>・河川整備基本方針で検討されるべき内容が盛り込まれているように思われるが、流域委員会として河川整備基本方針はどのように位置づけているのか。</p> <p>(今後策定される河川整備基本方針の内容との整合。又は現工事实施基本計画を見直すのであれば、中間とりまとめの内容は整合が図れているのか。)</p>

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-9	<p>4 - 1 治水・防災</p> <p>( 1 ) 洪水</p> <p>洪水防御の基本的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・・壊滅的被害の回避を優先的に考える。</li> <li>・・破堤回避対策の実施が必要であり、ある程度の越水を想定する必要がある。</li> </ul>	<p>提言の趣旨については、最近の東海豪雨等の頻発する都市型水害や河川行政の流れから理解できるが、具体的な対策案の検討の中では次の事項について考慮が必要である。</p> <p>( 1 ) 壊滅的被害の回避については、大都市部だけでなく、府管理区間も含めた流域全体で検討する必要がある。</p> <p>( 2 ) 壊滅的被害の回避を優先的に考え堤防強化を施設整備の主軸に置く方向が示されているが、治水の目標については、破堤回避とともに一定水準の浸水頻度を軽減するための施設整備（引堤、掘削等の河道整備）がこれまで通り河川管理者に求められる責務である。下流から実施されてきた整備は未だ途上にあり「ある程度の越水を想定する」としても、現状では上下流で浸水頻度の差が大きくなる。一定水準の浸水頻度のレベルを明確にした上で、土地利用の規制などの流域対策や避難対策を論じるべきである。</p> <p>( 3 ) 本津川流域の特性として、低平地への人工・資産の集中等社会的条件の他、自然的・地形的条件として、天井川や内水型河川が多いため、天井川の平地河川化、低平地の内水対策への対応を従来にも増して進めていく必要がある。</p>
I-16	<p>5 - 1 住民意見の反映</p> <p>計画策定に当たっては、・・・行政側の回答義務を設ける、</p>	<p>流域委員会へ今までにも多数の意見が寄せられているが、その意見について何らかの評価がされ、反映されているのか。今後どのような方法で、どの段階で反映されるのか。</p>

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-2-11	3 - 1 治水・防災 ( 1 ) 洪水災害対策 3 ) 狭窄部 ・・狭窄部の開削は避けなければならない。	淀川本川の治水安全度と比較して、桂川上流の府管理区間においては10年確率の降雨に対する安全性でさえ確保されていない状況である。現在、府管理区間においては、昭和46年に策定された「淀川水系工事実施基本計画」に基づき、用地買収を行い河道拡幅・掘削を基本とする整備を進めている。 ( その計画の中で一部保津峡を開削する内容を含んでいる )、「狭窄部の掘削を避ける」ことが断定的に提言されているが、委員会の提言にも指摘されているように「それぞれの地域の地理的・歴史的経緯や環境の保全などを踏まえて、総合的に見て最善となる対応」が必要である。
II-2-5	桂川 歴史的 특성 「角倉了以の大堰川浚渫」	「角倉了以の保津峡開削」に変更を。
II-2-6	桂川 治水	「狭窄部上流の洪水被害の多発」を追記願いたい。
II-2-6	桂川 利用	「保津川遊船の舟下り」を追記願いたい。

委	125	京都府 企画総務課	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-3	1 . 現状とその背景 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ・ 渇水の頻度は減少し、 ・ ・</li> </ul>	近年、地球温暖化や小雨傾向に伴う「渇水の頻発傾向」が一般に言われる中、本当に渇水の頻度は減少していると評価しても良いのか。

誌	125	京都府 企画総務課	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-1-7	( 6 ) 計画策定面 水利用者が・・・不確実性のみを反映した計画ではなく、将来の節水型社会形成への意識変化と、それを反映した将来の水社会のありかたを考慮し、・・・	抽象的な表現であるが、ここで示される節水型社会の具体的な姿とそこへのプロセスの需要者サイドの施策等がイメージできない。具体的なものを示す必要があるのではないか。

全	126	京都府 農政課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
(全般) I-7	3 - 2 基本的な視点 「すべてを川に頼り、川だけで対応しようとしてきたこれまでのあり方から...転換すべきである」	<p>・地域の治水に当たっては、農地の提供等地域農業の多大なる犠牲の上に成り立っており、また、現在においても治水への不安が内在している現実の中で、今後、河川整備計画の策定に当たっては、地域農業者等の不安や懸念等に配慮されたものとなるよう要請する。</p>
II -2-11	3 整備計画 「治水計画についての考え方を「水害防止から被害軽減へ」と変革」	

委・淀	126	京都府 農政課	自治体
-----	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
(個別) I-3	1	・記載内容の誤りではないか。 「…産業の発展は、 淀川流域をイタリアに匹敵する総生 産…」
II-2-3	1 - 3	「…産業面では、 淀川流域はカナダ一國に匹敵する総 生産…」



淀	127	京都府 水産課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-2-17	( 2 ) そのほかの利用 2 ) 漁業	<p>内水面漁業は、資源が枯渇する恐れがあるため、種苗放流等を実施し資源の増殖に努めている。</p> <p>「魚が生まれ育ち豊富に棲息する河川環境を作る」ことについては賛同であるが、種苗放流についても、資源増殖について有効な手段であるため、今後も継続していく考えである。</p> <p>河川を開発する場合についても漁業、環境により配慮していただくとともに、親水施設、遊漁施設の設置についても配慮願いたい。</p>

淀	128	京都府 農産流通課	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-2-20	農業排水	<p>一般的に農用地からの農薬や肥料流出による水質汚濁が懸念されますが、現在のところ京都府内ではこれらが原因となる河川の汚染に関する事例報告を受けておりません。</p> <p>京都府では、環境にやさしい農業を推進しており、農薬の適正使用や肥料の減量化を啓発することにより、農地からの環境負荷低減について、一定の成果が挙げられているものと考えています。</p> <p>今後とも、農薬や肥料を原因とする河川の汚染が大きな問題とならないよう、関係省庁や近隣の府県との連携により指導強化を進める必要があると考えます。</p>

委	129	京都府 砂防課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-11	( 5 ) 砂防	山腹工の表現となっているが、渓床保全のための堰堤工・流路工の効果についても併記が望ましい。

淀	129	京都府 砂防課	自治体
---	-----	---------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-2-8	水源から河口までの土砂管理・・・ダムや堰などの人工構造を設けた場合、土砂の流送が阻害されて河床低下や海岸浸食を招くことがある。	砂防堰堤は、過去の多くの災害を契機に土砂災害の防止や治水を目的として整備され、土砂流出の抑制を行い大きな効果を上げております。近年は環境に配慮した適正な土砂流下を管理する取り組みも行っており、砂防堰堤の歴史的背景や効果を踏まえた適切な表現とするのが望ましい。

委	130	京都府 都市計画課	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-10	4 - 1 ( 1 ) 土地利用のあり方について「今後土地利用の制限等を含めた都市計画での対応および法制度の見直しを考えていく必要がある。」	<p>どのような都市計画をイメージされているのかがわからないため、例を挙げる等規制手法をもう少し具体的なものにされてはどうか。</p> <p>法制度には、都市計画法も含まれると考えられるが、見直し事項を例示する等もう少し具体化されてはどうか。</p>

淀	131	京都府 下水道課	自治体
---	-----	----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
II-2-5	桂川の環境的特性 「京都市、京都府内の下水が大量に流入、淀川汚濁の主因」	<p>淀川に流入する生活排水や工場排水の汚濁負荷については、下水道の普及率の向上や高度処理施設の導入等により、大幅に軽減されてきており、それに伴い淀川の水質もめざましく改善されてきている。</p> <p>「下水が淀川汚濁の主因」という表現は、下水の処理水があたかも淀川の水質を悪化させているだけであり、淀川の水質改善に全く寄与していないとの印象を与えかねないため、不適切と考える。</p>
II-2-6	桂川の環境 ・下水処理水による汚濁	

委	131	京都府 下水道課	自治体
---	-----	----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-9	4 . 整備計画の方向性 4 - 1 治水・防災 ( 1 ) 洪水 洪水防御の基本的対応	ある程度の越水を想定する区域と下水道の整備区域が重なる場合があれば、内水対策をどの様にすべきか教えていただきたい。

委	132	京都府 公営企業課	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
I-5	2 流域整備の変革と理念 水の需要管理の導入 水の需要そのものを管理する・・・	どのような管理手法が考えられるのか示す必要がある。
I-11	4 - 2 利水 (1)利水に対する基本的な考え方の転換 ・・・今後は、水需要予測について見直しが必要と考えられる。・・・場合によっては、想定方法の見直しといったことを実施し、節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予測方法としていく必要がある。	<p>現在の水需要予測においても、水洗化や水使用の実態等を考慮したものになっている。</p> <p>節水技術や生活様式の転換等、社会構造変化の影響を受ける要素をどう加味し、予測精度を高めるかは、今後の課題でもある。</p>



	133	三重県 環境部 人と自然の環境共生チーム	自治体
一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見			

ページ	意見等
	意見なし

淀	134	三重県 地域振興部 県土利用・水資源・流域圏推進チーム	自治体
---	-----	-----------------------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-2-14	<p>3 - 2 利水</p> <p>(3) ダムなどの水利施設</p> <p>「水需要をみたしきれない事態が起こる可能性が高まっても深刻にならない限り許容」するとの記述については、日常生活特に上水道においては賛成できない。</p> <p>施策として、日常生活に欠かせない水を安全で安定的に供給するために水源を確保するとの考え方を採用しているため、渇水の許容は認められない。</p> <p>また、「ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する」とあるが、用地買収も含めて関連事業が相当進んでいるダムについては、事業の継続及び中止等も含めて費用対効果を勘案しながら総合的に判断することとし、最初から中止ありきは避けるべきである。</p>

	135	三重県 農林水産商工部 農業基盤整備チーム	自治体
--	-----	-----------------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
	意見なし

	136	三重県 農林水産商工部 むらの活力づくり支援チーム	自治体
--	-----	---------------------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
	意見なし

	137	三重県 砂防チーム	自治体
--	-----	-----------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
	意見なし

委	138	三重県 県土整備部 河川チーム	自治体
---	-----	-----------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-9	4 - 1 治水・防災 (1) 洪水 洪水防御の基本対応 施設による対応
-15	4 - 5 河川整備、維持管理における総合的対応 (1) 総合的対応  【河川チーム意見】 木津川上流域の治水計画は、下流部の大阪地域の流域の状況、河道の整備状況、及び途中の狭窄部の存在を踏まえて策定されており、上流部の治水対策が下流に悪影響を及ぼさない範囲で長年にわたり実施されてきた。 この結果、上野市では、全国的に数少ない遊水地計画が採用されており、土地所有者の犠牲と理解の下、事業が進められている。また、このような状況から、無堤区間も多く存在している。 このような状況に対して、「委員会中間とりまとめ」においては、更なる築堤を取りやめ、一律に越水に対する堤防強化と、ダムの全面見直しが提言されている。 しかし、河川環境がその場、その場で異なるように、治水対策の手法についても、流域の特性や、上下流のバランスを踏まえて実施される必要がある。 従って、木津川上流域の治水事業の推進に当たっては、下流部への影響を考慮した遊水地計画に基づく無堤部の築堤と、上流のダムによる河道負担の軽減が不可欠と考えています。

淀	138	三重県 県土整備部 河川チーム	自治体
---	-----	-----------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-2-9	2 - 2 計画・施策の考え方等の変革 (1) 治水・防災
-2-11	3 - 1 治水・防災 (1) 洪水災害対策 2) 洪水調節  【河川チーム意見】 木津川上流域の治水計画は、下流部の大阪地域の流域の状況、河道の整備状況、及び途中の狭窄部の存在を踏まえて策定されており、上流部の治水対策が下流に悪影響を及ぼさない範囲で長年にわたり実施されてきた。 この結果、上野市では、全国的に数少ない遊水地計画が採用されており、土地所有者の犠牲と理解の下、事業が進められている。また、このような状況から、無堤区間も多く存在している。 このような状況に対して、「委員会中間とりまとめ」においては、更なる築堤を取りやめ、一律に越水に対する堤防強化と、ダムの全面見直しが提言されている。 しかし、河川環境がその場、その場で異なるように、治水対策の手法についても、流域の特性や、上下流のバランスを踏まえて実施される必要がある。 従って、木津川上流域の治水事業の推進に当たっては、下流部への影響を考慮した遊水地計画に基づく無堤部の築堤と、上流のダムによる河道負担の軽減が不可欠と考えています。

ページ	意見等
-2-7	2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革
-2-13	3 - 2 利水 ( 2 ) 水質管理
-2-19	3 - 4 環境 ( 1 ) 水量・水質・土砂等の適正化’ 2 ) 水質 工場排水 中小河川の汚濁  <b>【河川チーム意見】</b> 河川の水質改善は、そこに生息・生育する動植物の生存や、飲み水として利用する人間の安全性、水辺空間を利用する人間の快適性向上、景観形成に大きく寄与するものと考えられる。 しかし、河川において水質の改善を行うにはその対象量が膨大なことから対応は困難であり、あくまでも河川に流入する前の段階で対応することが効率的であると考えます。 このため、河川に流入する前に水質を改善するための施策および、住民参加の手法について具体的な提言をしていただきたい。



委	139	三重県 企業庁 水道チーム	自治体
---	-----	---------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-5	水の需要管理の導入
-11	<p>利水に対する基本的な考え方</p> <p>水需要を管理するとか節水技術や生活様式の転換等も盛り込んだ総合的な予測方式としていく必要があるなど提言されていますが、具体的な方策等を示していただきたい。</p> <p>II-2-14 では、実態に即さない水使用を見直す等の適正な水配分を行い、水利権者の権限を侵すことのないよう配慮して積極的に水利転用を促すと提言されているように、「適正な水配分と効率的な新規開発」というような見出しとして、利水者側の意見も十分に聞き取り、協働していけるような内容にしていきたい。</p>

淀	139	三重県 企業庁 水道チーム	自治体
---	-----	---------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-2-14	<p>水需要管理：水量の面からの利水の検討</p> <p>水利権の転用によって、社会的・経済的メリットが生み出される仕組みを導入したり、節水を促すインセンティブを社会的・制度的に創設することが必要である等、記述されていますが、具体的にはどのような仕組みや制度をイメージしておられるのかお教えてください。</p> <p>また、仕組みや制度の創設には法律の制定や予算措置等、国民の合意形成が不可欠で相当な時間がかかることが考えられますが、逼迫する水需給に対して既に事業を実施している場合、それをどのように評価して需給計画に反映させていけば良いのかも併せてお教えいただけますようお願いいたします。</p>
-2-14	<p>ダム等の水利施設</p> <p>たとえ水需要をみたしきれない事態が起こる可能性が短期的に高まって、それが深刻なものにならないと考えられる限りは許容すると言われていますが、具体的にはどのような状況で、どのような判断基準で許容されるのでしょうか。</p> <p>前段に述べられているとおり適正な水配分などのプロセスを経て新規の水源開発を計画するのであれば、ここで必要性の再検討を述べる必要はないと考えます。</p> <p>また、水道は公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としており、水不足により住民生活に影響が出るおそれのある方針は、極力避けるべきと考えます。</p>

淀	140	三重県 教育委員会 文化財保護チーム	自治体
---	-----	--------------------	-----

一級水系 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

ページ	意見等
-2-22 L21	魚類、甲殻類      魚類、 <u>両生類</u> 、甲殻類 とする
L22 29	魚道 魚道、オオサンショウウオ道とする 魚道 魚道、オオサンショウウオ道とする
	以上いずれの場合も木津川上流にはオオサンショウウオが生息しており、これに配慮することをはっきりさせる

委	141	滋賀県愛知郡愛東町	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

I - 15 / 4 - 4 環境 / ( 3 ) 良好な自然景観の保全・回復

流域整備の理念にある自然と共生し、流域に住む人々や多様な生き物がその恵みを将来にわたって享受し続けることができるようにしなければならないことは、あらゆる生物の生存にとって必要不可欠なことは十分認識しております。

また、整備計画の方向性の一つに、樹林・河畔林および湖辺林の保全・復活等を行い、自然景観の保全・回復を行うべきとの方向性も示されております。

しかしながら、愛知川左岸（愛東町大字外地先）では、近年河道内に樹林が生い茂り、そこには猪、鹿、猿が生息するようになり、周辺農地の農作物を食い荒らすなどの被害があとを絶たず、その周辺に住む人々の生活を脅かし苦慮している実態があります。

計画の策定につきましては、流域に住む人々の実情をご賢察いただきご配慮賜りますようお願い申し上げます。

全	142	滋賀県愛知郡湖東町役場 環境整備課	自治体
---	-----	-------------------	-----

淀川水系河川整備計画原案中間とりまとめに対する意見（回答）

1 治水の現状をどのようにとらえていますか？

洪水から住民の生活を守るためには、川底を掘削して川の断面を広げるか、川幅を広げるか又は堤防を設置するか、その地域に最も適した方法で治水対策をしなければならぬと考えています。淀川水系流域委員会の中間とりまとめでは「状況によっては、ある程度の溢水を想定する」とあるが市町村にとっては、住民の生活を守るため又、大雨の度に浸水被害が起こり易い河川の下流にあたる沿川の住民にとっては治水対策は悲願であり、過去の被害を教訓に洪水による被害を防ぐため、上記による治水対策を今後も行ふ必要があると考えます。

2 渇水時にはどのような方策を考えていますか？

湖東町では愛知川上流に永源寺ダムがあり主に農業用水として利用されています。ダムによって洪水による被害を防ぐためだけでなく、渇水時期において放流水の調整をすることで、水不足の解消、生活用水、農業用水を確保し渇水を防ぐ重要な施設だと考えています。よってダム本来の目的である洪水調整、流水の正常な機能の維持、農業用水の貯留等の目的を変更したり渇水がある程度受容することは無理であり、渇水時期をどのように対応するかが大きな問題であり地域住民の生活に影響を及ぼすことは出来ない。

3 環境保全・整備について

近年、住民の生活環境や自然環境について関心が高まっている中、湖東町においては一級河川がある集落では環境美化運動として、堤防の草刈及びゴミ拾い等を実施されています。河川の整備については、県が整備され、計画の段階で地域住民との打ち合わせがあり、河川環境の保全と創造に配慮された計画、整備もされていますが、環境保持も必要ではありますが、第一に災害に強い整備も重要であり、治水施設の整備と併せて雨水の流出抑制したり、洪水被害を無くすための施策等を行う治水対策の整備が重要だと考えています。

全	143	滋賀県坂田郡近江町	自治体
---	-----	-----------	-----

淀川水系流域委員会中間とりまとめの意見照会に対する回答

- 1．治水の現状をどのように捉えているか。また、治水の整備が不十分な場合、どのような治水整備が必要と考えていますか。

農地の基盤整備が終わり、用排水路も整備されたことにより、降雨になると従来は農地に保水され、徐々に河川に流入していたが、近年一気に流れ込むことにより、下流地域は堤防から溢水の恐れが生じている。加えて、川の中には葦などの雑草や雑木が繁茂し、流水を妨げている状況で、河川の浚渫も含めそれらの除去に対する早期対応が望まれている。

- 2．渇水時には節水行動により対処する等、住民の意識変革が提案されていますが、水不足解消、生活用水、農業用水等を確保するという観点から、どのような方策を考えていますか。

洪水による『水害』の体験はあっても、『渇水』の危機に接したことが少なく、他人事のような見方がまだまだあるので、今後も一層の啓発を重視したい。

- 3．同時に、河川環境の保全・整備についてどのようなものと考えていますか。

狭い国土の中で環境を守り・維持していく大切さは理解できるが、やはり末端の行政としては、住民の生命・財産を守ることが優先である。

誌	144	滋賀県犬上郡甲良町 建設課	自治体
---	-----	---------------	-----

中間とりまとめ案に対する意見

頁	中間とりまとめ(案)の文言	貴市(町・村)の意見
- 1-11	<p>3-2(2)計画策定にあたっての留意点</p> <p>流域全体・社会全体での対応、社会的な仕組み等を考えること</p> <p>・・・水利用抑制策 に対して考慮を</p>	<p>本町では、犬上川の水を利用し、昔より多目的利用水として活用しており、現在も、せせらぎ遊園の町として、自然生態系も考慮し字内環境水有効活用等行うべく種々の事業推進を行っています。</p> <p>基本的に水量については、反復利用等での検討を行っている所ですが、充分ではない状況であり、本線計画での検討が主である事は理解しますが、上流域での有効活用の推進も考慮した整備計画としていただくよう依頼します。</p>

琵琶	145	滋賀県東浅井郡びわ町	自治体
----	-----	------------	-----

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」への意見

淀川水系の河川整備計画の作成にあたっては、なによりも基本的な視点として「人命尊重」を軸に取り組むべきだと思います。

猪名川部会の中にあるように、「治水、利水、環境すべては人を守ることにある」・・・治水は国民の生命財産を守る、利水は国民の暮らしを守る、環境は人類社会の存続を守る、とあります。いずれも大事な視点であります。

しかし、その具体化を進めるには、「人命尊重」を軸におかれている現況に適した計画を進めるべきです。そのためには、委員会の議論も現況をよく調査して実態に則したものとすべきではないでしょうか。

琵琶湖部会での課題も、琵琶湖と流入する河川によって異なりますし、また、その河川も、河川毎に実体に違いがあります。是非とも、その実状の調査に重点を置いて、河川整備計画のあり方を論じていただきたいと思います。

実地踏査が出来ない場合には、河川管理者や河川毎に流域住民の意見をつぶさに聞き取りするなどの取り組みをするべきだと考えます。

姉川とその支流である高時川について言えば、「中間とりまとめ」に記されているように「壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を最優先におこない」「破堤回避対策と洪水ハザードマップと避難予警報システムの一体的整備」をおこなう必要があります。

しかし、「溢水を想定するやり方」は、洪水対策として安易すぎるのではないのでしょうか。

また、「破堤回避対策」として取り組む具体の方策について、実体に照らした提起が必要かと思えます。

河川流域に生活するものにとっては、河川改修や治水ダムなど治水優先の河川整備を急いで計画して実施するよう求めます。

以下、実状にふれて、中間とりまとめへの意見とします。

## Ⅱ－１ 琵琶湖部会：項目２「琵琶湖とそれに注ぐ川の特性と問題点」について

当町においては、琵琶湖へ流入する一級河川姉川の不法投棄が近年問題となっています。その理由の一つは、河川管理区域である堤外地の多くが民地のまま買収されておらず、雑木が繁殖し、不法投棄が容易な環境であるためです。捨てる側のモラルが要因の一つであることは言うまでもなく、不法投棄を無くすための啓発活動をおこなっている状況です。しかし、ソフト面だけではなくハード面においても状況を変えていかなければ、不法投棄を無くすことは困難だと思えます。環境を整備し適正に管理していくことが、不法投棄を減少させることにつながるものと思います。



整備のためには、河川管理区域である堤外民地を買収する必要があります。その土地の一部を、親水空間、観光スポット、野菜の試験農場といった、地元住民や観光客等が利用できる整備をおこなうことにより、適正な管理がおこなえます。そういった空間を利用することにより、川へ接する機会が増え、意識向上につながるものと思います。しかし、堤外地すべてに今挙げたような整備をおこなうと、生きものの棲息環境が悪化するおそれがあります。なだらかな水辺、変化に富んだ川原を残しながら、川を管理していくことは困難です。自然であればあるほど、人の目は行き届きにくくなるからです。しかし、困難だからといって管理しなければ、密林と化した雑木群と現状の不法投棄が、今後とも目の前に拡がり続けることとなります。人が利用できる空間の整備と、自然の保護という二つの要素をバランスよく両立させることが重要だと思います。

また、琵琶湖と琵琶湖へ流入する河川全ての課題として、水質改善が挙げられます。当町では近年、農業排水の濁水への影響が問題となっています。滋賀県の「みずすまし構想」のなかでは、田んぼからの排水を繰り返し利用する「水の循環」を推進することが、テーマのひとつとされています。また、農業排水による濁水調査の実施や、パトロール等の啓発活動等にも力が入れています。しかし、水質汚濁の原因は農業排水だけではありません。人為的なもの、自然的なもの、様々な原因が挙げられます。その対策として、底泥の浚渫といった河川浄化事業等が展開されているとききますが、その進行状況がまだ目に見えてこないように感じられます。「マザーレイク 21 計画」が滋賀県で策定されてから、2年の月日がたちました。水質そのものの変化は、劇的にはなく緩やかにしか変わらないかもしれませんが、改善への取り組みは活発であるべきだと思います。今まで以上に水質改善に向けて具体的に活動していくよう計画すべきだと思います。

他にも河川についてはたくさん問題がありますが、その中でも治水に関する問題は山積みです。堆積土砂による被害は、そのひとつです。局部的な堆積土砂が水の流れる幅を減少し、河川断面を小さくします。断面が小さくなれば当然水位は上昇し、台風等の大水時に災害が発生する確率も上昇します。特に、河川敷である堤外民地への被害が頻繁に起こります。更に堆積土砂は雑木を繁殖させ、土砂を含む漂流物等を滞留しやすい状況をつくり、堆積土砂の範囲が拡大されるという悪循環に陥っています。その結果、河道を蛇行させ水害を引き起こす原因となりますし、魚などの水棲生物にも影響します。また、今日までに実施された護岸工事についても問題があります。堤内側に護岸ブロックが施工されているが、大雨時にはブロックの隙間から勢いよく水が流出しており、護岸ブロックの天端コンクリートが沈下している箇所もあります。地盤が洗掘され、堤防そのものが痩せてきていることは容易に想像できます。大変危険な状態であることは間違いなく、周辺住民が不安に暮らしています。水防意識の向上と体制の強化は当然大事な事ですが、こうした災害を未然に防止するための早急な調査と措置はそれ以上に重要です。災害が起こってからでは遅いのです。

こういった様々な問題が、漁業へ与える影響は深刻です。町の主要な河川である一級河川姉川では、浜独特の四ツ手網漁による小アユすくいが盛んであり、初夏の風物詩として広く全国に知られています。しかし、近年になってその漁獲が減少しています。「以前は1日に最高4tほど捕れた日もあったが、今では10~20kgほどしか捕れない」という話を地元漁師の方から聞いたこともあります。河川管理の問題は、漁業を生業としている住民にとっては死活問題です。

## Ⅱ-1 琵琶湖部会：項目5「適切な計画の策定・進め方の検討」について

人の歴史は自然に抗い、共存の方法を探し、築き上げてきたものです。「管理ができないこと」を「自然」と言い張ることは逃避であり、考えることをやめているだけに思えます。川を自然な状態で適正に管理していくにはどうすれば良いのか、また、管理区域ではあるが民地でもある堤外民地をどのように整備するのか、その方向性を具体的に示し、河川整備計画に反映していただきたいと思います。

淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

### I - 15 / 4 - 4 環境 / (3) 良好な自然景観の保全・回復

流域整備の理念にある自然と共生し、流域に住む人々や多様な生き物はその恵みを将来にわたって享受し続けることができるようにしなければならないことは、あらゆる生物の生存にとって必要不可欠なことは十分認識しております。

また、整備計画の方向性の一つに、樹林・河畔林および湖辺林の保全・復活等を行い、自然景観の保全・回復を行うべきとの方向性も示されております。

しかしながら、愛知川左岸（愛東町大字外地先）では、近年河道内に樹林が生い茂り、そこには猪、鹿、猿が生息するようになり、周辺農地の農作物を食い荒らすなどの被害があとを絶たず、その周辺に住む人々の生活を脅かし苦慮している実態があります。

計画の策定につきましては、流域に住む人々の実情をご賢察いただきご配慮賜りますようお願い申し上げます。

全	146	京都府 総務部消防防災課	自治体
---	-----	--------------	-----

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」に係る意見

頁	項 目	意 見
	治水・防災について	<p>河川の治水対策については、現状における防災対策を考えた場合、堤防の強化や河道の掘り下げ等のハード対策は大変重要な治水対策であり、こうしたハード整備を中長期的・具体的な施策として提言に盛り込まれ、河川管理者である近畿地方整備局がその責務として河川整備計画に反映させたうえで計画的に施策を実施することが必要と考える。</p> <p>その上で国、府県及び市町村などの行政並びに住民等の役割分担に基づく情報連絡体制の整備等ソフト対策を推進される必要があると考える。</p> <p>今後、近畿地方整備局には、護岸の改修等の防災対策をこれまで以上に強化され、ハザードマップの作成等市町村の防災対策の強化に対する情報提供等積極的な支援を行う必要があると考える。</p> <p>いづれにしても、淀川水系流域委員会におかれては、河川管理者の責務については、ハード対策とソフト対策がどちらも重要であるとの立場から、ハード対策についてもより具体的な施策を提言に盛り込んでいただきたい。</p>

淀	147	乙訓の自然を守る会 代表 宮崎 俊一	NPO 等
---	-----	--------------------	-------

3-3(1)の4) 堤防について ( -2-16 ページ )

この考え方を支持する。補強強化をおこなったところから高木を含む樹木の植栽を進めてほしい

3-4(2)の2) 堤防の草刈りについて ( -2-23 ページ )

希少植物の保護には草刈り時期は重要である。宮前橋の高水敷の希少植物群にかかる堤防の草刈りは10月にしてほしい。堤防の傾斜部分は稀少植物がないので従来通りの草刈りでよい。堤防下の平らになった所はいくつかの稀少植物があり、特にヌカボタデの結実が終わる10月にしてほしい。

(宮前橋から北へ100mの範囲だけ)

3-4(3) モニタリングについて ( -2-23 ページ )

中間取りまとめは基本的に賛成である。これも行政主導でなく市民からの申し入れがある場合に取り上げる手続きを明確にしてほしい。私たちは昨年宮前橋の希少植物の調査＝モニタリングを淀川工事事務所にお願いしているが、とりあげてもらえない。私たちは自費で70本の標識を立て毎月定期調査をやっている(来年には中間報告を出す予定である)。

4. 計画策定、推進のありかたについて ( -2-25 ページ )

2-1に川つくりの基本的な考え方の変革を述べている。また委員会中間とりまとめ5-1(I-16ページ)にある行政側の回答義務や情報提供を含め、行政主導から住民参加型川つくりの転換は英断であり高く評価する。その先進的な試みは他の行政も見習ってほしいが、これを機会にその流れは大きくなると確信する。

## 淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見

拝復、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は河川行政の礎となる方針のとりまとめにつきまして、淀川水系流域委員会として並々ならぬご努力、ご尽力を賜り衷心より厚く敬意を申し上げます次第であります。

さて、中間とりまとめのご提言は、今まで進めてまいりました河川行政とは急激な内容の変化があり、大変戸惑っております。

ご提言につきましては、今後市としても市民に対して説明する責任が生じてまいりますことから、今後とも住民の意見を十分聞きながら、ご議論いただくことが大変必要ではないかと考える次第であります。

つきましては、大変遅くなり誠に申し訳ございませんが、本市の意見として別紙のとおり申し上げますので、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

謹言

## 治水について

### 大戸川においてはダム工法が最適

大戸川ダムは、大戸川流域を含む淀川流域の洪水調節機能と土砂貯留機能等を有するダムとして計画されています。

当流域は荒廃した山地が多く存在することから、ダム以外の工法である河道改修方式では、多くの土砂を流出させ河積を狭めることになるため、洪水災害防止の役割を十分果たすことはできません。また、下流の洪水調節も不可能と考えます。

また、当流域に位置する上田上・田上平野が優良な大穀倉地帯であることから、遊水池方式では重要な農業振興地域を失うこととなります。さらに、堤防の越水により土砂を流入させると、農地として回復は不可能となります。このことから、遊水池方式は地域での合意形成が不可能と考えます。

このようなことから、大戸川の治水工法は、ダム工法が最適であります。

一方、自然環境については、地球規模の環境問題が叫ばれている今日、大戸川ダム事業を契機とし、周辺の自然環境の修復や新たな自然の再生・復元事業に取り組むことが更に重要であると考えます。

最後に申し添えますが、水没地関係者は、大戸川ダムの必要性・重要性を十分認識し、住み慣れた地を捨て全戸移転が完了されました。根拠もなく、大戸川におけるダム方式を不採用にすることは、行政不信に繋がることから容認できません。

淀川部会 - 2 - 11 3 - 1 ( 1 ) - 2 )

#### 2) 洪水調節

- ・ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。  
他の工法の採用が困難で止むを得ず採用する場合は、自然環境について十分な配慮をしなければならない。
- ・遊水池による洪水調節は、適地の取得が困難とはいえ、積極的に進めることが必要である。沿川の道路や鉄道の路盤に輪中堤の役割をもたせ、氾濫水を貯留したり、拡大を遅らせる機能を発揮させるなど、新たな工夫も重要である。河道に洪水を滞留させる河道内遊水池についても積極的に進める必要がある。

## 大津市では越水など受け入れ困難

大津市では、年超過確率1 / 10 確保をめざし、雨水渠整備や、普通河川整備などの治水事業を進めておりますが、今なお未整備箇所も多く残っており、今後も治水対策を進めていく所存です。

今回の提言では、本来の治水事業を方向転換し、「破堤回避対策の実施」と「ある程度の越水を想定した社会制度の対応策が必要」とのことです。

淀川水系に直接かかわる大戸川流域において、越水させる地域としては、地形上からは本市田上地域が想定されます。しかしながら、この地域は優良な穀倉地域であり、過去にも洪水のみならず砂防地域からの堆積等により、尊い人命、田畑が消失するという甚大な被害を受けてきた地域であり、「破堤」「越水」などはとても容認できるものではありません。このような苦難を経て、現在、直轄事業で大戸川ダムの整備を進めていただいているところであります。

したがって、市民の生命・財産を守る視点から、計画的とは言え、本市としては、堤防を越水させることは受け入れ難く、従来通り破堤させることなく河川整備を進めていくべきであると強く主張いたします。

### 流域委員会 - 9 4 - 1 (1) -

#### 洪水防御の基本的対応

- ・ これまで、目標とする洪水流量に対して無害とすることを目指し、高い堤防をつくってきたことが、破堤時の危険性をより大きくした。また、流域は都市化が進展しており、下流部では堤防直近や低平地に住宅、事業所等が立地し人口・資産が増大している。
- ・ 今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。すなわち、人命が損なわれることなく、また、家屋などの資産の損失は可能な限り少なくすることを目標とする。
- ・ そのためには、破堤回避対策の実施が必要である。また、洪水という自然現象を対象とするため、破堤回避の対策も万全でないことを十分認識し、万が一に備えて危機管理を行う必要がある。
- ・ 破堤回避対策を実施した場合、降雨状況によっては、ある程度の越水を想定する必要がある。こういった点を考慮した、したたかな街づくりを進める必要がある。
- ・ また、ある程度の堤防越水があると予測される場合、これに対応した社会制度上の対応策の検討が必要と考えられる。

### 琵琶湖部会 - 1 - 14 4 - 2 (3)

#### (3) 治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること

従来は、目標とする洪水流量に対して無害とすることだけを目指し、高い堤防を作ったりしたために、破堤時の危険性を却って大きくしてきた。今後は、壊滅的被害の回避を優先し、破堤回避対策を最優先に行ない、状況によってはある程度の溢水を想定するやりかたに変えるべきである。

## 環境や文化を守る放水路も有効な工法

本市中央部 8 河川の流域は、家屋が連担しているうえ、学校、事業所などが集中しており、また、鉄道や幹線道路が河川を横断し、歴史的価値のある“街並み”やホテル等の棲息空間も残されており、河道改修を行うことは困難であります。

このような場所において地下トンネルによる放水路工法は最適な方法であります。現在、国直轄事業として大津放水路の整備が、盛越川から瀬田川まで進められており、計画されている諸子川から盛越川までについても、引き続き進めていただく必要があります。

このように、治水・利水・環境に配慮できる「放水路」は有効な工法のひとつでありますので、具体的に明記すべきと考えます。

流域委員会 - 10 4 - 1 - 1 ( 1 )

### 施設による対応

- ・従来の堤防の高さを確保する対策から、破堤による甚大な被害を避けることを最優先する対策へ転換する。
- ・洪水処理についてはそれぞれの地点で洪水処理目標を設定し、河道改修、遊水池、ダム等の対策を検討する。ダムに関しては、水質・水温・流砂の問題や、河川の上流から下流にかけての生物の生態等の連続性に配慮する。

## 大戸川の国直轄管理による一元化

県管理の大戸川へ流入する土砂は、直轄砂防が実施されている田上山から流出するものが多く、また、信楽などの上流部から流れてくる土砂は、直轄ダムである大戸川ダムにより貯留されたり、また排出されたりすることとなります。

このように、県管理の河川区間（瀬田川合流部～大戸川ダムサイト）に、直轄砂防の土砂や、直轄ダムによる人為的に操作された土砂が流入することになり、土砂管理や治水の面で課題が生じることとなります。このため、土砂管理については、一元化の管理の観点から県で管理するよりも、直轄において、治水も含めた総合的な管理をするほうが適切であります。

このような中、今回の土砂管理の解決策に関するご提言は、誠に当を得ており、「管理一元化」などの解決策についても、明記すべきと考えます。

淀川部会 - 2 - 8

### 水源から河口までの土砂管理

河川は地表に降った水を集めて海に流すばかりでなく、山地部で生産された土砂も運搬する。ダムや堰などの人工構造物を設けた場合、土砂の流送が阻害されて河床低下や海岸侵食を招くことがある。

わが国の河川整備で最も遅れた分野の一つが土砂管理であり、既設・新設を問わずすべての人工構造物による土砂の流送問題についての解決策を探り、早急な対策の実施が必要である。



## 利水について

### 水需要及び水利権の弾力的対応

大津市は、琵琶湖に大変な恩恵を受けて、文化・社会・経済を発展させてきました。特に、産業について社会経済情勢の影響を受け、業種の転換や、事業所の再編等により、本市において新たな産業の集積も動きだしております。

また近年、社会経済構造、産業構造、生活様式などの変化により、水需要における質及び量の大きな変化や水の循環利用なども見受けられます。

このことから、今後の水需要及び水利権の取り扱いについては、本市の立地特性や産業振興等を踏まえ、弾力的に対応する必要があると考えます。

今後、水位管理において、利水も検討されることになっておりますので、この視点にたった議論が必要であると考えます。

琵琶湖部会 II - 1 - 13 4 - 1 ( 3 )

#### ( 3 ) 水位管理について複数の代替案を検討すること

水位管理は、従来目的としてきた治水・利水に加え、川や湖の自然環境・生態系や地域の歴史・文化や地場産業など、さまざまなことがらに影響を与えるため、管理方法については、これら多方面に及ぶ影響を配慮したいいくつかの代替案を基に検討しなければならない。

そのため、水位管理計画においては、生態系重視の水位管理のありかた、水系全体の節水行動を導くための水位管理のありかた、治水効果を最大化するための水位管理のありかたなどを考え、それらを総合したいいくつかの代替案を提示し、あわせて管理実施のありかた（見直しや試行の実施など）も含め、かつ、現状の水位管理との違いを明確にして、提示することが必要である。

なお、管理実施においては、期間を区切って試行的に実施することや、一度決めた管理でも思わぬ影響があった場合には変更することなど、順応性・可変性をもたせることが重要である。

## 水位管理について

### 治水・利水・環境の調和のとれた管理

琵琶湖と下流の淀川流域は、度重なる洪水や渇水に見舞われてきました。

現在、琵琶湖と淀川下流の水位調整は、琵琶湖総合開発事業に連動した操作規則により洗堰の操作が行われています。

今回の提言でいわれる「環境」、とりわけ自然環境について、水位操作でどこまで保全すべきか不明ですが、いずれにしても治水・利水・環境の調和のとれた仕組みを議論する必要があります。

琵琶湖部会 II - 1 - 13 4 - ( 4 ) - b

#### ( 4 ) 利害調整・協調のための仕組みを考えること

##### 利害調整の仕組みの検討

水位管理は、上下流の人々の生活・産業活動や生態系など、広く影響を与える事項であり、管理のしかたに応じて、利害関係の対立する可能性があると考えられる。そのうえ、現在機能している調整の仕組みは、利水・治水のみを目的としており、環境についての配慮が働く仕組みにはなっていない。そのため、計画策定においては、利害が対立した場合の調整のしかた、とくに環境についての配慮を踏まえた社会的な利害調整が、恒常的に行われる仕組みを決めることが必要である。

その場合に想定し、提示すべき事項については、次のようなものが考えられる。

##### < 利害調整の仕組みについて想定すべき場面 >

- a . 計画策定時：長期的・基本的な方針を決定する際における調整の方法
- b . 操作実施中に利害が対立した時：例えば、大渇水により下流の川が著しい水量不足になったとき、アオコが異常発生したとき、水温が異常に変化したとき、などの具体的状況を解決するための方法

##### < 検討にあたって提示すべき事項 >

- a . 従来の調整の仕組みと、その問題点
- b . 新しい治水・利水の考えかたを含め、環境を重視した社会的利害調整の仕組み

## 河川管理について

### 湖岸の公有化の促進

湖と陸との移行帯である湖辺形状を保全・回復し、その連続性を確保することと、水面を含めた湖岸・水辺を適正に利用することといった的確なご提言であります。

しかしながら、琵琶湖岸の大半が私有地でありますことから、これらの提言をいかなる方策として、この私有地の公有化が不可欠であり「公有化の促進」を明記すべきと考えます。

琵琶湖部会 II - 1 - 17

#### 4-4 湖岸・水辺（湿地・内湖を含む）について

- (1) 湖と陸との移行帯である湖辺の適切な形状を保全・回復し、その連続性を確保すること  
また、現在でも自然環境が比較的良好に維持されている移行帯については、可能なかぎりこれ以上の開発が行われないようにし、その保全につとめなければならない。
  
- (2) 水面を含めた、湖岸・水辺を適正に利用すること  
・・・車等)」ことを基本にしてその適正化を図る必要がある。また、沿岸陸上部は基本的に、「湖岸でしか出来ないことをする空間」として位置づけ、他の一般の空間と代替できない機能を優先する必要がある。

### 琵琶湖と市民の関わりの強化

琵琶湖の水面には市町村の行政区域が存在せず、河川管理以外の防災、救命・救難、環境、景観など市町村行政の役割分担や財源措置が不明確であります。

今後は、琵琶湖と市町村及び市民との関わりをどのように強化するのかといった幅広い観点から、望ましい将来を見据えた議論が重要であり、この点を明記すべきと考えます。

淀	149	淀川環境委員会	NPO等
---	-----	---------	------

平成 14 年 10 月 9 日

淀川水系流域委員会 殿

淀川環境委員会

綾 史郎  
有馬 忠雄  
小川 力也  
河合 典彦  
紀平 肇  
小山 弘道  
高田 直俊  
長田 芳和  
村上 興正  
保田 淑郎

1-2 淀川流域の特性

「淀川水系流域委員会中間とりまとめに対する意見」

II-2-3  
L3. 追記  
L8. 追記

前略

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」は、「淀川部会」の環境分野において、淀川環境委員会のとりまとめ資料「自然豊かな淀川をめざして (H14.3.26)」を尊重するべきと述べられており、われわれとしても今回の中間とりまとめに関して責任があります。今回、淀川水系流域委員会の中間とりまとめに付き検討を行いました。

われわれの基本的な視点は、淀川流域のあるべき姿は自然環境の問題を基本として構築すべきであり、河川の自然環境が自然の営みの中で存続できるものであること、また、環境問題をまず踏まえた上で、治水、利水、利用を考えなければ、環境を入れた河川管理にならないと判断しています。このような視点から、今回の中間とりまとめに関して検討した結果、この中間とりまとめは上述の環境という視点から見れば、別紙に具体的に指摘したように多くの不備な点が見られましたので、文章を修正してみました。われわれの真意をお汲みいただきご検討いただければ幸いです。

淀川水系は世界有数の古代湖である琵琶湖を含む極めて長い歴史のある水系であり、その中で独自の進化をとげた固有種を含む多様な生物の宝庫となっている。また、この流域

には人間も古くから居住し、水系の恵みを受け、さらにそれを利用して豊かな社会・文化を築いてきた。淀川水系は、その流域に住む人々や生き物にとって多面的・複合的な価値を持つかけがえのない存在である。

例えば、城北ワンド群に代表されるようなワンドや、十三干潟に代表される干潟、鶺鴒に代表されるような平安時代から雅楽器に利用された歴史的なヨシ原、ツバメの埒として近畿で最大級の向島地区のヨシ原など、独特の自然環境がある。

淀川部会が取り扱う、木津川、瀬田川・宇治川、桂川、淀川本川は淀川水系にあって、それぞれ、地勢的、生態的、歴史的にまた社会的にも変化に富んだ独特の特性をもった存在である。この特性を、それぞれの河川について、各項目ごとに取りまとめたものを表に示す。なお、本表は主要な点についてまとめたものであり、すべての事項を網羅したものではない。

-2-3  
L12. 追記  
L18. 追記

### 1 - 3 淀川流域の問題点

20 世紀後半の数十年、とくに経済の高度成長に伴い、「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」の社会構造・生活様式をもたらし、さまざまな環境問題を引き起こした。

この間に淀川水系では、琵琶湖総合開発、上流ダム群の整備、河道改修事業などが行われ、それらの整備は多くの恩恵を流域にもたらす一方で、さまざまな負の問題を引き起こし、その早急な解決が迫られている。

淀川流域が現在抱えている主な問題点を以下に述べているが、各河川については、治水・利水・環境といった項目ごとに、「淀川流域の共通事項」および「各河川の問題点」としてその詳細を表に示す。

-2-4  
L11~19.  
修正

環境面では、治水・利水・利用を目的とした河道改修、ダム・堰の建設およびその運用による流量、水位、水質の変化は、淀川固有の自然や生物多様性、すなわち固有の生態系の衰退・変貌、ナカセコカワニナ、イタセンパラなどの多くの固有種・希少種の絶滅の危機を招いている。さらに、河川特有の植生の衰退や、ハリエンジュなどの樹林・河畔林の増大、ブラックバスなどの外来種の増加による在来種の減少、生息種の変化、生態系の劣化・変貌という環境の重大な問題を引き起こしている。

表1 淀川の特性

淀川の特性：人と川との長い歴史と文化を育んできた河川。他の河川との全く違う独特な河川

	地勢的特性	環境的特性	歴史的特性	社会的特性	暮らし・文化的特性
淀川流域の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>水系全体の流域面積は8,240 km<sup>2</sup></li> <li>琵琶湖という大湖沼と一体となった河川</li> <li>淀川三川合流</li> <li>気候、地形等が異なる川が集まっており、出水に季節差、時間差がある</li> <li>大阪湾への連続性あるも分断</li> <li>天ヶ瀬ダム、淀川大堰、瀬田川洗堰による水位調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナカセコカワニナなどの固有種の存在（琵琶湖・淀川のかつての連続性）</li> <li>イタセンパラなどの希少種の存在</li> <li>人為的な調整による水量の安定化</li> <li>堤外地の樹林化</li> <li>アユモドキなどの局所的な絶滅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界有数の古代湖琵琶湖</li> <li>都が長期間存在、古墳など、遺跡が多数存在。各年代に首都が流域各地に置かれた。</li> <li>日本の川づくりの原点（茨田の堤、難波の堀江）</li> <li>上下流問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河口部で大都市を貫流する稀な大川</li> <li>日本の社会経済文化を支えてきた地域</li> <li>産業、人口の一大集積地。縦横に張り巡らされた交通網、人口密集地(1400万人)、地下街を抱える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水に関連する祭り</li> <li>歴史・文化・芸術的価値のある景観（欄干、橋梁など）</li> <li>水と暮らしの長いかわり（古代から恵みと災害）</li> </ul>
木津川	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間流量16億m<sup>3</sup>、流域面積1,596 km<sup>2</sup></li> <li>狭窄部(岩倉峡)</li> <li>砂河川、本来土砂流出が多い</li> <li>高山ダム、布目ダム、比奈知ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、川上ダム計画</li> <li>他水系(大和川)に送水。奈良市水道</li> <li>室生火山群、赤目四十八滝(青蓮寺川)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広大な河川内氾濫原を有する環境</li> <li>砂河川であり水質浄化能力が高い。</li> <li>イタセンパラなどが棲息できる環境</li> <li>オオサンショウウオ等、貴重な生物</li> <li>上流ダム群の存在</li> <li>河畔林</li> <li>上流での汚濁負荷が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東大寺荘園、伊勢神宮領</li> <li>舟運</li> <li>筏による材木搬出</li> <li>忍者</li> <li>伊賀地方独特の歴史・文化(芭蕉等)</li> <li>外国人技師による治山・治水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上流域の都市開発の急速な進展による急激な人口増加</li> <li>極限までの水源開発、上流ダム群と高山ダム</li> <li>ゴルフ場多数</li> <li>森林の荒廃</li> <li>水田減少</li> <li>茶の産地</li> <li>無堤地あり</li> <li>漁業権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部の文化圏との混在</li> <li>俳聖 松尾芭蕉</li> <li>太平記(笠置)</li> <li>歴史街道：初瀬、大和、伊勢本街道</li> <li>木津川舟運：過書船、淀二十石船、伏見船</li> <li>奈良朝寺院建築の木材運搬</li> <li>木造で日本最長橋：上津屋橋(流れ橋)</li> </ul>
瀬田川、宇治川	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間流量56億m<sup>3</sup>、流域面積506 km<sup>2</sup></li> <li>鹿跳の狭窄部、大峡谷</li> <li>勾配が少ない</li> <li>天ヶ瀬ダム、瀬田川洗堰</li> <li>大戸川ダム計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナカセコカワニナなどが棲息できる環境</li> <li>広大なヨシ原の存在(向島地区)と活用による保全</li> <li>横断方向の不連続</li> <li>京都市石田処理場(排水量0,78m<sup>3</sup>/s)、京都府洛南浄化センター(1.5m<sup>3</sup>/s)等などから京都市、京都府の下水が大量に流入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治川の合戦(源平)</li> <li>東海道</li> <li>舟運</li> <li>筏流し</li> <li>デレーケによる治山・治水</li> <li>琵琶湖疎水</li> <li>軍事的要衝(宇治橋)、戦跡</li> <li>巨椋池の干拓</li> <li>土砂災害(田上山、かば田山等)</li> <li>天ヶ瀬ダム発電(日本初)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗堰、天ヶ瀬ダム、大戸川</li> <li>漁業権</li> <li>天ヶ瀬ダム発電(日本初)</li> <li>茶の産地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産</li> <li>紫式部 源氏物語</li> <li>平等院(洪水を想定した高床構造)、</li> <li>名橋(観月橋、瀬田唐橋)</li> <li>宇治の鶴飼</li> </ul>
桂川	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間流量14億m<sup>3</sup>、流域面積110 km<sup>2</sup></li> <li>狭窄部(保津峡)</li> <li>上流部に急峻な溪流</li> <li>日吉ダム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アユモドキなどが棲息できる環境</li> <li>多数の堰の存在</li> <li>京都市鳥羽処理場(排水量8.21m<sup>3</sup>/s)、京都府洛西浄化センター(1.5m<sup>3</sup>/s)等などから京都市、京都府の下水が大量に流入、淀川汚濁の主因</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長岡京</li> <li>古都京都</li> <li>古くからの灌漑</li> <li>筏流し</li> <li>角倉了以の大堰川浚渫、高瀬川開削</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業との結びつき(多数の井堰、農業用水等)</li> <li>河川敷の不法占用多数</li> <li>漁業権</li> <li>森林</li> <li>淀川流水保全水路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>桂離宮(高床構造)、洪水を想定</li> <li>嵐山 石橋(渡月橋)</li> <li>嵯峨日記(大井川)</li> <li>保津川下り</li> <li>みこし洗い(松尾神社)</li> </ul>
淀川本川	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間流量87億m<sup>3</sup>、流域面積807 km<sup>2</sup></li> <li>淀川氾濫原が高度に都市化された流域</li> <li>瀬田洗堰や天ヶ瀬ダムなどにより水位が管理され流量の変動が少ない、湧水流量が豊富</li> <li>汽水域(河口～淀川大堰)、湛水域(枚方大堰～枚方大橋)、流水域(枚方大橋～三川合流点)</li> <li>淀川大堰</li> <li>下水処理場放流と上水取水口の混在(複数)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヨシ原の存在(鶴殿、豊里、西中島、中津地区)</li> <li>ワンド群の存在(城北、庭窪など)</li> <li>干潟の存在(十三、中津地区など)・イタセンパラなどが棲息できる環境</li> <li>下水処理場放流と上水取水口の混在(複数)、左岸に6カ所、右岸に3カ所の上水取水口が存在。</li> <li>水質汚濁、底質の悪化</li> <li>人為的な調整による水位の安定化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本書紀、仁徳天皇「難波の堀江」、「茨田堤」</li> <li>古くから舟運、水路</li> <li>豊臣秀吉の太閤堤(伏見)、文禄堤(枚方～長柄)</li> <li>水害の歴史(永禄6年の大洪水(死者16000人)河内)</li> <li>大和川の付け替え</li> <li>御雇外国人技師による河川改修</li> <li>天下の台所 東洋のマンチェスター</li> <li>古代河内潟</li> <li>難波宮</li> <li>淀川本流右岸「西国街道」、左岸「京街道」、木津川沿い「木津路」</li> <li>西淀川公害訴訟</li> <li>大東水害訴訟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上水、工水、農水、発電の供給源</li> <li>河川敷公園利用者が多い</li> <li>上流部に大都市京都を抱え、鴨川などで流域として密接なつながりがある。</li> <li>下水処理場放流と上水取水口の混在(複数)</li> <li>漁業権なし</li> <li>交通の要衝(大山崎地区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文学の素材</li> <li>八百八橋、水都</li> <li>文楽 上方芸能</li> <li>与謝蕪村</li> <li>井原西鶴</li> <li>十返舎一九「東海道中膝栗毛」</li> <li>鴻池、住友、三井等の大阪商人の台頭</li> <li>三十石船(伏見～大坂)</li> <li>くらわんか船(茶船)</li> <li>天神祭り、船渡御等</li> </ul>

表2 淀川各河川の問題点

	環境	治水	利水	利用
淀川流域の共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 淀川本来の河川環境の減少</li> <li>・ 淀川固有の生態系の衰退</li> <li>・ 在来種の減少・外来種の増加</li> <li>・ イタセンパラ等の希少種の減少</li> <li>・ ナカセコカワニナ等の固有種の減少</li> <li>・ アユモドキ等の局所的な絶滅</li> <li>・ 河床低下の進行</li> <li>・ 水質汚濁化、底質悪化</li> <li>・ 水位変動の減少</li> <li>・ 正常流量（ ？ ）</li> <li>・ 河川と関わりのない河川敷利用の増大</li> <li>・ チウヒ、コミミズク等の猛禽類の減少</li> <li>・ 河川特有の在来植生の減少</li> <li>・ 堤外地の樹林化</li> <li>・ 河道の拡幅と直線化</li> <li>・ ダム、堰等による遡上降下阻害</li> <li>・ 住民参加（ ？ ）</li> <li>・ 河川区域内の樹林化、河畔林の増大</li> <li>・ 住民の多様なニーズ（ ？ ）</li> <li>・ 農薬による汚染</li> <li>・ 内分泌攪乱物質、ダイオキシン等による汚染</li> <li>・ 橋梁、護岸等による景観の悪化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流域の都市化に伴う人的・物的被害ポテンシャルの増大</li> <li>・ 水害危険地の宅地化</li> <li>・ 脆弱な堤防の存在</li> <li>・ 堤防未整備区間の存在</li> <li>・ 狭窄部による流下阻害</li> <li>・ ライフラインの確保</li> <li>・ 住民参加</li> <li>・ 河川改修等に関する制約</li> <li>・ 水防組織</li> <li>・ 住民の防災意識の低下</li> <li>・ 用地買収・補償などのプロセス(困難さ)</li> <li>・ 地震への脆弱性</li> <li>・ 情報公開</li> <li>・ 自然環境を考えない河川整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水利権の見直し</li> <li>・ 水資源の有限性</li> <li>・ 水需要管理</li> <li>・ 水供給管理</li> <li>・ 地球温暖化問題</li> <li>・ 節水意識の低下</li> <li>・ 安全な水質の確保</li> <li>・ 渇水への対応</li> <li>・ 住民参加</li> <li>・ 自然環境を考えない水利用・水質管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川敷利用のあり方</li> <li>・ 水面利用のあり方</li> <li>・ 川離れ（泳げない、遊べない）</li> <li>・ 不法占有、不法耕作</li> <li>・ 不法投棄</li> <li>・ 河川利用マナー</li> <li>・ 住民参加</li> <li>・ 自然環境を考えない河川敷や水面利用</li> </ul>
木津川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イタセンパラ等の希少種の減少</li> <li>・ 都市化による中小河川等の水質汚濁</li> <li>・</li> <li>・ 上流部ダム群による水質悪化（水温、富栄養化、放流水）</li> <li>・</li> <li>・ 産業廃棄物処分場による汚染</li> <li>・ 河床低下の進行</li> <li>・ 高水敷の攪乱の減少と陸域化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂堤防の存在</li> <li>・ 無堤地帯が存在</li> <li>・ 狭窄部の存在（岩倉峡）</li> <li>・ 森林の荒廃</li> <li>・ 都市化による流出流量の増大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市化による水質汚濁</li> <li>・ ダムによる水質汚濁</li> <li>・ 河床低下による取水障害</li> <li>・ 産業廃棄物処分場による汚染</li> <li>・ 農薬による汚染</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤外民地</li> </ul>
瀬田川・宇治川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナカセコカワニナ等の固有種の減少</li> <li>・ 天ヶ瀬ダムの堆砂・汚濁</li> <li>・ 高水敷の攪乱の減少と陸域化</li> <li>・ ヨシ原の衰退</li> <li>・ 河床低下の進行</li> <li>・ ダム・堰による不自然な流量調節運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流下能力最小地点の存在（塔の島地区）</li> <li>・ 巨椋池干拓による遊水機能低下</li> <li>・ 巨椋池の都市化</li> <li>・ 木津川の背水の影響</li> <li>・ 狭窄部の存在（鹿跳溪谷）</li> <li>・ 標高（河床勾配）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天ヶ瀬ダムによる汚濁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舟運用航路の確保（観月橋）</li> </ul>
桂川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アユモドキ等の局所的な絶滅</li> <li>・ 下水処理水による汚濁</li> <li>・ 高水敷の攪乱の減少と陸域化</li> <li>・ 井堰・床止めによる魚類等の遡上降下阻害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狭窄部の存在（保津峡）</li> <li>・ 流下能力の不足（嵐山）</li> <li>・ 木津川の背水の影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水</li> <li>・ 都市化による汚濁</li> <li>・ 農薬による汚染</li> <li>・ 取水障害</li> <li>・ 下水処理水による汚濁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不法占拠、不法工作物、不法耕作</li> <li>・ 堤外民地</li> </ul>

<p>淀川本川 (3川合流地点以下)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イタセンパラ等の希少種の減少</li> <li>・ 生物の棲息域の減少</li> <li>・ 高水敷の攪乱の減少と陸域化</li> <li>・ 淀川大堰による水の停滞・水位変動の減少</li> <li>・ 汽水域の干潟の減少</li> <li>・ 淀川大堰による魚類等の遡上降下の障害</li> <li>・ 水質・底質の悪化</li> <li>・ 河床低下の進行</li> <li>・ ヨシ原の衰退</li> <li>・ ワンドの減少・衰退</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下街の存在</li> <li>・ 人口、資産の集積</li> <li>・ 河口部特殊堤防の存在</li> <li>・ 高潮、津波の危険</li> <li>・ 地盤沈下</li> <li>・ 埋め立てによる流下能力低下</li> <li>・ 低い橋梁（鉄道橋等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水処理口と上水取水口の隣接</li> <li>・ 反復利用</li> <li>・ 支川の汚濁</li> <li>・ 派川への供給要望</li> <li>・ 農業用水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川敷利用</li> <li>・ 水上バイク</li> <li>・ 舟運用航路の確保</li> <li>・ 砂利採取</li> <li>・ 汽水域漁業</li> <li>・ 不法居住</li> </ul>
----------------------------	--	---	---	---



-2-7  
L5. 追記  
L6. 修正

## 2. 流域整備の変革の理念

これまでの河川整備は治水・利水・利用を主目的に進められてきたが、河川をとりまく社会・暮らしの大きな変化とも相まって、人と川との関わり、川の姿はこの数十年で大きく変化した。その結果、前項で述べたように、治水・利水・利用・環境すべての面において問題が生じている。とくに、水量、水位、流砂量、水質、水温、川の形状、生物の棲息、水の連続性などの面で本来の川らしさが失われており、本来、河川を生育・生息の場とする生物にとって深刻な状況となっている。

-2-7  
L13. 追記

### 2 - 1 川づくりの基本的な考え方の変革

自然環境を尊重した川づくりへ（対立から両立へ）

自然環境は、物理・化学環境（水量、水質、土砂等）や、治水・利水・利用の方法、そのための施設とその運用と密接に関係しており、それら全ての基本である。

淀川水系の固有の自然環境を川自体が創り出せる形状や機能を回復させ、多様な自然環境を復元させる必要がある。

-2-7  
L32. 意見

河川に関わる諸権利の見直し

- ・水利権には実態を反映していないものが多く、統廃合の必要がある。また、魚類の産卵などにも配慮した環境用水の維持、創出の必要がある。
- ・ゴルフ場、地域占有の野球場などの占有も、実態を公表して、縮小すべきではないか。

-2-8  
L6. 意見

水源から河口までの土砂管理

- ・支流3河川の河床低下が本川同様に高水敷の深刻な乾燥化をもたらしているため、自然環境に影響を与える河床掘削・砂利採取は行わない。三川合流点の桂川には河床に岩場が現れており、その上下流に1.5m程度の水位差があり、その上流のそれ以上の河床低下を緩和しているようである。他2河川にもこのような床固めを設けて河床の低下を防げないか。

-2-8  
L12. 追記  
L16. 追記

水量管理から水量・水位・水質管理へ

これまでの河川管理者は治水・利水面からの水量管理を行い、水質については監視してきたに過ぎない。河川の水質を改善するには河川管理者自らが流域全体の水質管理を行わねばならない。すなわち、あらゆる汚染源を対象として、河川に排出される汚濁負荷量の総量規制を行う必要がある。また、生態系や野生動植物種に配慮した水量・水位管理も必要である。

-2-8  
L17. 追記

川に活かされた利用への変革

人間は社会的、経済的、精神的活動において、河川と密接に関わっており、様々なインパクトを与えている。河川の良い環境なくしては、河川を生育・生息の場とする生物は、

持続的な営みが行えず、また人間にとっても安心して水の利用が行えない。われわれ人間は、生物を支えている河川環境の特質を理解し、生物の生育・生息の場である河川環境を健全に保ち、多様な生物の保全を図り、健全な河川環境を未来に継承していく責務がある。従って生態系や野生生物の存続を基本として、人と生物との共存の中で、利用のあり方を考慮することが必要である。

## 2 - 2 計画・施策の考え方等の変革

(3) 利用河川利用は生態系に与える影響に最も配慮して行う。

### 高水敷の適正な利用へ

河原には、本来河川独特の自然が展開されており(今は少ない) 河原は生物も含めた流域全体の共有財産であることを忘れてはならない。

・生物への影響が最小になるようなゾーニングの見直しが必要である。

## 3 . 整備計画

### 3 - 1 治水・防災

治水計画についての考え方を「水害防止から被害軽減へ」と変革したからといって、水害防止を放棄するものではない。「現実問題として、水害を完全に防止することは出来ない」という認識のもとで、「治水対策としては、防止対策を進めるとともに、軽減対策も実施しなければならない」ということを意味している。同時に、生態系や野生生物種の存続を保障する形で治水、防災を進めることが基本である

(1) 洪水災害対策

#### 1) 河道

・捷水路や放水路などの新川開削や派川への分流といった大規模な河道整備の余地はほとんど残されていないため、当面(30年後の将来像の意味?) -2-23の50年、100年の視野は?は現河道の改修により対応せざるを得ない。・河道の直線化や低水路拡幅、護岸整備等について、生態系や野生生物種の存続を保障する形で治水、防災を進めるべきである。

### 3 - 2 利水

(2) 水質管理

・淀川は上流域の下水処理水を下流で上水道水源として反復再利用しているので、水質汚濁については、特に、厳重な管理をしなければならない。  
・河川管理者および利水管理者は流域住民とともに、流水の水質改善に努める。とくに今後は各河川に流入する総負荷量の規制を検討・実施する必要がある。  
・飲料水はもちろん、生態学的な意味での水質管理も必要である。

### 3 - 3 利用

-2-10  
L3.追加  
L10.修正・  
追記・意見  
L14.追加

-2-11  
L6.追加  
L10.意見  
L11.追加

-2-14  
L24.追記  
L31.追記

-2-15  
L18.意見

人口増加・宅地利用などにより空地が減少し?、本来堤内の都市区域内に設けられるべき

-2-16  
L4.意見  
L10.追記

### (1) 河川空間の利用

#### 1) 水面利用

・まず、人が川で泳いだり遊んだり、川の水と親しむことができるようにする。

このためには、水質の改善は当然のこととして、人が、人工的な親水性護岸といったものではなく、川らしい自然の中(川らしい自然を持つ川の再生が何より必要)で泳いだり遊んだり出来るようにする。こういった川と親しむ機会を増やせるよう、川へのアプローチを改善する。

ている。淀川は上流域の下水処理水を下流、最下流でも上水道水源として反復再利用しているので、使用域等の規制が必要である。

-2-16  
L14~19.  
修正

#### 2) 水辺移行帯(中水敷と呼べる部分、以下中水帯)の復元

河川空間の河原と低水流路の間は、水位の変動によって冠水や攪乱を受ける水辺移行帯が広がっている。このような場所は、湿地性の植物や攪乱域の植物など、河川特有の植物相が見られ、魚類にとっては増水時の避難場、産卵場として、水生昆虫にとっては羽化の場、両生類が変態した後の生活の場となるなど、河川の生態系にとって多様な種を育む最も重要な場の一つとなっている。しかしながら、河川改修に伴う低水路の拡幅や高水敷造成、河床掘削、低水護岸の設置や河床低下によって水辺移行帯は激減し、まだ部分的に残された場所も、無秩序な利用により荒廃している。この空間を再生するため、中水帯という区分を設け、中水敷の面積を拡大し、その利用を厳に制限し、その保全・改善・復元・創出を行う必要がある。

-2-16  
L20.修正  
L21.追記  
L23.追記  
L24.修正  
L25.修正  
L28.追記

#### 3) 河原の利用

河川には河川独特の自然があるが、河川は生物も含めた流域全体の共有財産であることを忘れてはならない。

下流域の河原(高水敷)は国営の河川公園として多くの人々に利用されているが、この堤外地に設けられている運動施設はあくまで暫定的なものという認識が必要である。河原は「川でしか出来ないことをする空間」として位置付ける。すなわち、河川空間としての特性を生かし、他の一般の空間と代替出来ない機能を優先することが求められる。また、一部の人や団体等による排他的利用は認めるべきではない。

- ・生物の移動経路を分断している河川公園等の高水敷利用形態の改善を図る。
- ・淀川の河川環境の回復・保全の観点から、グラウンドなどの施設の整備を行わない。

-2-17  
L4.意見  
L6.追記  
L7.修正

5) 汽水域(淀川大堰から下流) 大川(安治川、木津川等) 新淀川、神崎川も含むのか  
この区間においては、水上スキー、プレジャーボートなどは、この区間の一部に限定し、  
利用方法・航行制限を設けた上で使用させるといったことを考えてもよいのではないかと  
考えられる。また、この区間に生態系にとって貴重な干潟が存在しており、保全や再生が  
必要である。

## (2) そのほかの利用

-2-17  
L12.追記

### 1)

#### 舟運

地震等で、陸上交通に支障がおきた場合も含め、舟運の復活への対応も考慮しておく必  
要がある。

舟運の復活については生態系への影響も考慮して検討する必要がある。

-2-17  
L21.追記  
L23.意見

### 3) 河畔林

いわゆる河川区域内の樹林地や河畔林は野鳥を始めとする動植物の棲息・生育の場とし  
て河川管理に障害にならない範囲で残していくべきであり、河川らしい風景・景観の復活・  
創造を進める。 樹林地と河畔林の違い? 樹木の増加は淀川の生態系に悪影響を及ぼす  
恐れがあるため対処する必要がある。

河畔林については、景観の保全の面だけでなく、治水への影響、生物の棲息域・回廊な  
ど多様な意味合いを考えて整備の方向を考える。

## (3) 利用の制限・規制

-2-18  
L5.追記

### 2) 堤外民地、不法耕作、不法居住、不法利用

堤外民地は換地・買収等の解消にむけての処置をすすめる。不法占有や不法耕作も解消  
へむけての方策をとる。

また、災害防止、ゴミの増加、衛生の観点から、堤外の不法居住は排除することが必要  
である。

-2-18  
L12.追記

### 5) 外来種

・外来種については、持ち込まれないよう予防措置をとるとともに(特にブラックバス  
類やブルーギルの放流については漁業調整規則等による法的規制がなされている) 関  
係機関と協力して防止対策を図る。

・園芸植物などの河川区域内への持ち込み・栽培については適切に規制を行う。

・放流漁業は、他水域(水系)の生物の混入も伴うことが多く、外来種と同様の対策を  
必要とする。

-2-18  
L12.追記

### 6) 動植物の密漁・猟、盗掘

・希少種の密漁・猟、希少植物の盗掘などについて関係機関と協力して防止対策を図る。

-2-18  
L13. 追記  
L15. 追記  
L16. 修正

### 3 - 4 環境

これまでの治水、利水、利用に偏った河川管理によって損なわれた「本来の淀川らしい環境」を回復することを今後の河川管理の最重要な課題のひとつと位置づける。

すなわち、今後は「水量、水位、水質、水温、土砂量」の量とその変動の適正化を進め、淀川本来の河川生態系の回復を図る。自然環境の回復にあたっては、・ ・

#### (1) 水量・水質・土砂等の適正化

##### 1) 水量

・淀川に特有の河川生態系を保全・回復するために必要かつ十分な流量・水位の量とその変動を確保する。

##### 2) 水質

###### 農業排水

田畑等からの農薬・肥料の流出や水田のしらかき時の濁水、畜産排水等による河川の汚染が問題となっているがなかなか改善出来ない。農薬・肥料の適正使用や濁水の処理についての指導強化等について関係省庁、自治体と共に取り組む必要がある。

###### ゴルフ場等排水

農薬(除草剤、殺菌剤)、芝生着色剤、肥料等のゴルフ場維持管理に使用され、流出のおそれのある化学物質の使用実態を明らかにするとともに、使用停止を含む適正使用の指導を強化し、ゴルフ場に特有の流出形態に対応したモニタリングに基づく行政指導を強化する。水源涵養、水質保全のため、河川上流の水源地帯への新たな開発については、土地利用規制を行い抑制すべきである。

###### ダム貯水池

##### 3) 底質

・河川の底質の状態に注目されることはこれまで少なかったが、礫、砂、シルト、粘土泥、有機物、ヘドロなど、底質の状態は水生生物の繁殖や棲息に大きく影響している。最近ではゴミの不法投棄、工場の排水事故、産業廃棄物処分場排水、農薬などを起源とする、有害物質等(エストロジェンなどの環境ホルモン物質やダイオキシン類)が沈殿し底質が汚染された河川が増えている。水質の安全性確保と生態系の保全・回復には、水質のモニタリングに加えて底質のモニタリングを行う必要がある。悪化している場合は積極的に改善を図る。

##### 4) 土砂

・自然のサイクルに合わせた土砂の供給(山地の土砂生産、侵食、運搬、堆積というサイクルのことなのか?)を図る。そのためにダムの運用・構造を見直し、下流の水質、漁業などに配慮しつつ堆砂の移送・排砂等の対策を行う。

#### (2) 生態系の保全

##### 1) 生物・生態系

-2-19  
L3. 修正  
L3. 追記

-2-20  
L2. 追記

-2-20  
L9. 追記  
L10. 追記

-2-20  
L21. 修正

-2-21  
L8. 修正  
L13. 追記

-2-21  
L22. 意見  
L22. 追記

-2-21  
L27. 追記  
L29. 追記  
L31. 追記  
L23~36.  
修正

・淀川では低水路の固定化、水位の安定化、河床低下によって、川の自然な営みが極端に制限されてきた。今後は可能な限り河床高の回復、水位変動の回復、流路の蛇行化など川の自然な営みを許容できるような対策を図る。

・本来の琵琶湖・淀川水系の生態系と生物多様性を維持・回復する。

・河川管理者がこれまで推進してきた「多自然型川づくり」は、動植物の棲息や生育環境を河川において局所的に保全しようとするものであったが、これとても冠水域・攪乱域が激減した現況下では機能を果たすには至っていない。今後は川が本来持っている、自然の攪乱、流域の連続性、河床形態の多様性等河川の動的メカニズムを修復し、川のシステム全体を回復するための、例えば生物の良好な棲息・生育環境を整える、水質浄化機能を高める、遊水機能を持たせる、などを目的とする「川の自然を再生する事業」を進める。 4 - 1で述べる

・高水敷と低水路の間の、いわば中水敷（あるいは水際移行帯）とも言うべき部分は、生物の棲息にとって大変重要でありながら、特に注目・重視されることなく、減少し、荒廃している。その部分をできるだけ拡大し、利用は厳しく制限し、本来の生態系の保全・再生に取り組む。

・本水系のすべての河川において、縦断的な生物の移動経路の確保、ならびに、水域から陸域への横断方向の水辺環境の連続性の確保を行う。淀川、木津川、桂川、瀬田川・宇治川に既設の淀川大堰、ダム、各種井堰（農業用・発電用）、床止め（床固め）などによる河川の縦断方向の分断を修復または改善し、魚類、甲殻類などの生物の遡上降下を可能とするため、魚道の整備・改善、井堰の統廃合等を行い、水源地から大阪湾への河川の連続性を回復する。

・本事業推進にあたっては、ひろく学識経験者、住民、市民団体等の意見を聴くと共に、

## 2) 植生

・淀川水系では、降雨の減少、上流部ダム群の建設による河川の低水位安定、そして土砂の供給量の減少等による河床低下のため、高水敷に冠水する頻度が極めて少なくなっている。このため高水敷が陸域化し、高水敷での樹林形成や草本類を中心とした植生の著しい変化が起こっており、希少種、貴重種はもちろん河川敷植生の存続が危ぶまれている。淀川水系の本来の植生を取り戻すためには、高水敷の切り下げと自然の不規則なサイクルの洪水による高水敷の「攪乱」が必要である。このため、洪水時の対応を含め、瀬田洗堰やダム群の運用方法の見直しにより、「攪乱」が起こるよう見直す。

・堤外地の樹林や河畔林は、治水上問題がない限りできるだけ残すこと。

堤外地の樹林や河畔林が増大するという環境は、淀川本来の自然が失われつつあると考えられ、淀川の生態系に重大な影響を与えるため、治水上の影響や、生物の生息環境を考慮して対処する。

## 3) 外来種対策の推進

-2-22  
L16. 追記  
L20. 追記

-2-23  
L4. 追記  
L4. 修正  
L5. 追記  
L6. 追記  
L16. 意見

-2-23  
L17. 追記

- ・外来種の侵入について予防措置をとる。非意図的な侵入についても同様である。
- ・外来種については、河川の自然な営み（水の流れ、浅い水深など）によって制御されることが本来であり、生物多様性条約第8条を基にして、河川生態系に影響を及ぼしている中で駆除等の対策の緊急性が高い種、あるいは場所から順次対策していくことを基本とする。
- ・魚類の例としては、ブラックバス類やブルーギルは、強い魚食性、強い繁殖力を持ち、淀川の生態系を大きく変化させる要因となっているため、積極的に駆除対策を図る。
- ・植物の例としては、水面に異常繁茂することによって水中の環境悪化を招き、特に魚貝類等の生息に悪影響を与えていると考えられる、ウォーターレタス、ホテイアオイ、ナガエノツルノゲイトウ等の繁茂に対する駆除対策を図る。
- ・生態系への悪影響が懸念される新たな外来種が認められた場合は、早急に対策を図る。

-2-23  
L17.追記

#### 4) 堆積ゴミ対策の推進

- ・長年にわたり水辺や水中に大量のゴミが漂着あるいは堆積しており、これらは、生態系に多大な悪影響を与えている。それとともに、河川の魅力を喪失させる大きな要因にもなっており除去対策を図る必要がある。

-2-23  
L28.意見

#### (4) 景観・風景・風土の保全・創造

- ・長期的な視野をもって、本来の川（淀川、木津川、桂川、瀬田川・宇治川等）らしい景観・風景（原風景）の復活・創出を進める。

### 4. 計画策定、推進のあり方

-2-25  
L2.追記

#### 4-0 人と川のつながりの復活（生活の中に川がある環境へ）

- ・一般市民への普及啓発を図る
- ・良好な自然環境が残された場所での自然観察等の推進
- ・自然環境の復元や再生の取り組みに対して一般市民の参加
- ・地域の小中学校の「川に近づかない」指導をあらため、「川を理解する」「川に学ぶ」指導への転換を求める（サポートする）
- ・川に遊び、学ぶしくみや川そのものを構築する。
- ・河川管理者は上記のしくみづくりに協力する。

-2-25  
L3.追記  
L6.追記

#### 4-1 環境学習・川に学ぶ社会の実現

川は、本来理想的な社会学習・環境教育・体験学習の空間である。学校5日制、総合学

習の実施により、川での環境教育や体験学習の実施について学校や地域から大きな期待が寄せられている。今後河川管理者は、つぎに掲げる諸施策に取り組む必要がある。

学校教育や社会教育による次世代の指導者の育成を図る

次世代の指導者、河川管理者、モニターの養成

次世代の指導者、愛好者の確保・養成

人々の関心を高める魅力ある川づくり

．．．．

-2-25  
L18. 追記

#### 4 - 2 住民・市民団体等との連携・パートナーシップで進める河川整備

流域市町村との関係の視点を入れるべき

-2-26  
L9. 修正・意見

#### 4 - 3 男女共同参画の推進・社会的弱者への対応

##### (2) 高齢者・ハンディキャップをもつ人と川

・現在、わが国は少子高齢化社会の入り口にさしかかり、今後の急激な高齢化と人口減少の警鐘が鳴り響くなかで、これまでの約半世紀の間に築かれてきた政治・経済・産業など社会構造の大変革が図られている。このようなストレスの多い社会状況にあって、高齢者やハンディキャップをもつ人を含め、すべての人にとって身近な河川の景観や風景はかけがえのない健康維持、癒し、やすらぎの空間である。今後、河川管理者は、水辺へのスロープ、車椅子で容易かつ安全に通れる遊歩道など、川や水辺へのアクセス改善・施設整備などを通じて、「川のバリアフリー化」、「ユニバーサルデザイン化」を進め流域のいろいろな人々が川に親しめる空間を創出することが必要である。

(川の特質を生かした利用ができなくなる。自然環境との両立ができない。)

#### 4 - 4 地球温暖化による気候変動・国際対応

##### (3) 気候変動

河口域への影響に関する研究を進めるべき

-2-27  
L17. 意見

その他：

・汽水域のあり方について環境面からの議論がほとんどなされていません。淀川の河口は明治以来全て、堰により海と断絶しています。川と海との間の降下・遡上の視点、また、汽水域の回復の接点から、具体的な方策を入れる必要があります。

・提言では30年先のことを述べていたり、100年先の問題を述べていたりする箇



所があり、目標となる年数についての記述が曖昧です。

- ・「河川管理者が地元の地方自治体の考え方の転換を求めるべき」というような内容を入れるべきです。
  - ・都市公園的利用の抑制
  - ・近隣地方自治体との横並びを求めない 等

淀	150	淀川フォーラム実行委員会	NPO 等
---	-----	--------------	-------

中間とりまとめに対する意見	十三地区淀川河川公園内に、自然環境を活かした水辺に親しむことのできる自然公園の設置を
対象地域	十三地区淀川河川公園（十三野草地区）付近

## 0. はじめに

まず、貴委員会におかれましては、この間河川整備計画策定に向けて「中間とりまとめ」を発行し、さらには広く一般からも多くの意見を求め、よりいっそう市民のニーズにこたえる形での河川計画策定に向けて努力されていることに深く敬意を表します。

さて、淀川区の特に十三干潟周辺におきましては、以前から野鳥の観察などを通じて淀川の持つ魅力に気づき、さまざまな取組みをしてきた淀川ネイチャークラブなど市民の方々が活動を続けてこられました。

また区ではまちづくりレポート、さらに淀川の魅力アピールする小冊子「淀川百景」について市民の協力を得て作成発行しました。こうした中でまちづくりに積極的にかかわる人々の中に、川の持つ魅力が淀川区の魅力であると考え、川と人とのかかわりを蘇らせ、広く市民に淀川の魅力アピールしていこうという動きが形となり、市民と区が協力して淀川フォーラム実行委員会の発足に至り、本年度は、日頃知られることの少ない淀川の魅力を広く市民に知ってもらうため、ワークショップと河川敷イベントを行ってきたところです。

私たち実行委員会は、今回の一連の取組みを通じて、広大なオープンスペースを有し、貴重な自然環境が残る淀川こそ、わがまちの貴重な財産であると再確認してまいりました。そして、より多くの人に川の持つ魅力を知ってもらい、川に親しんでもらいたいという思いから、この取組みを継続していきたいと考えるとともに、今回の「中間とりまとめ」に対しましてこの機会をとらえ、汽水域で都会の中での貴重な自然であります十三干潟周辺地域を何らかの形で保全し活かすことができればとの思いから意見を提出させていただいた次第であります。

## 1. 「中間とりまとめ」に対する意見

現在、淀川区内では十三地区が野草地区として、西中島地区が施設地区として河川公園に指定されております。このうち西中島地区についてはグラウンドや駐車場などが整備されており、休日にはスポーツやバーベキューなど、余暇を過ごす人でにぎわっています。一方十三地区については、野草地区として年に数回ほどはコスモスなどが咲き誇り美しい景観を見せてくれますが、その他の時期については雑草地と変わらずあまり人が寄り付かない現状となっています。また、植生についても本来河川環境で見られるものではありません。これらについては、貴委員会で取りまとめておられる通り、本来の淀川水系の生態系と生物多様性の維持・回復が重要であると認識するところです。

さて今回要望させていただきたいと考えているのは、「自然環境を活かした水辺に親しむことのできる自然公園」の実現についてであります。この自然公園実現のためには、

中間取りまとめでも指摘されていることも含め次の3つの要素が必要と考えております。

汽水域での貴重な自然環境である十三干潟やその周辺に広がるヨシ原を、できる限り手つかずのまま保全する。

安心して水に親しむことのできる潮の干潟を利用したせせらぎをつくる。

せせらぎの周囲には、本来の生態系を維持・回復、保全を意識した整備と、環境学習の実現にむけた公園整備をはかる。

まず、十三干潟とその周辺に広がるヨシ原の保全についてですが、十三干潟と周辺のヨシ原には、汽水域に生息する魚介類や、それらをえさとする鳥類などを中心とした生態系ができ、野鳥をはじめ水生生物にとっても重要な場所であり、同時に都会の中の貴重な自然の宝庫となっております。ここでは自然観察会なども多数開かれ、子どもたちが川にふれあい、川から学ぶことのできる格好の場所となっております。この十三干潟とその周辺のヨシ原を、自然保護区のような形で保存することによって、自然とふれあう機会の少ない都会の子どもたちに、貴重な体験と学習の場を提供するとともに、そのことを通じて自然環境を守ることができればと考えています。この場所は、淀川部会中間とりまとめ、15pにある水辺移行帯と同様のものと考えられます。

次に、せせらぎについてですが、この区間に人工的な流れではなく潮の干満を利用してせせらぎをつくることにより、誰でも近寄りやすい水辺空間を生み出すことができます。さらに、せせらぎの周囲には本来河川敷において見られるはずの植生を復元することにより、野遊びができるような環境を創り出すことができます。こちらは、水辺移行帯とは違い人が立ち寄ることができる場所とし、川のうるおいを感じることで憩いの空間として活用していただきたいと考えています。

このせせらぎのある自然公園が実現されることによって、中間取りまとめにもある通り、学び、憩うことのできる河川環境が実現されることを願っております。

また、この公園などへは車いすをはじめだれでもが近づけるためのアクセス整備など自治体などとも連携し整備をはかることも必要であります。

## 2. 水面利用のゾーニングについて

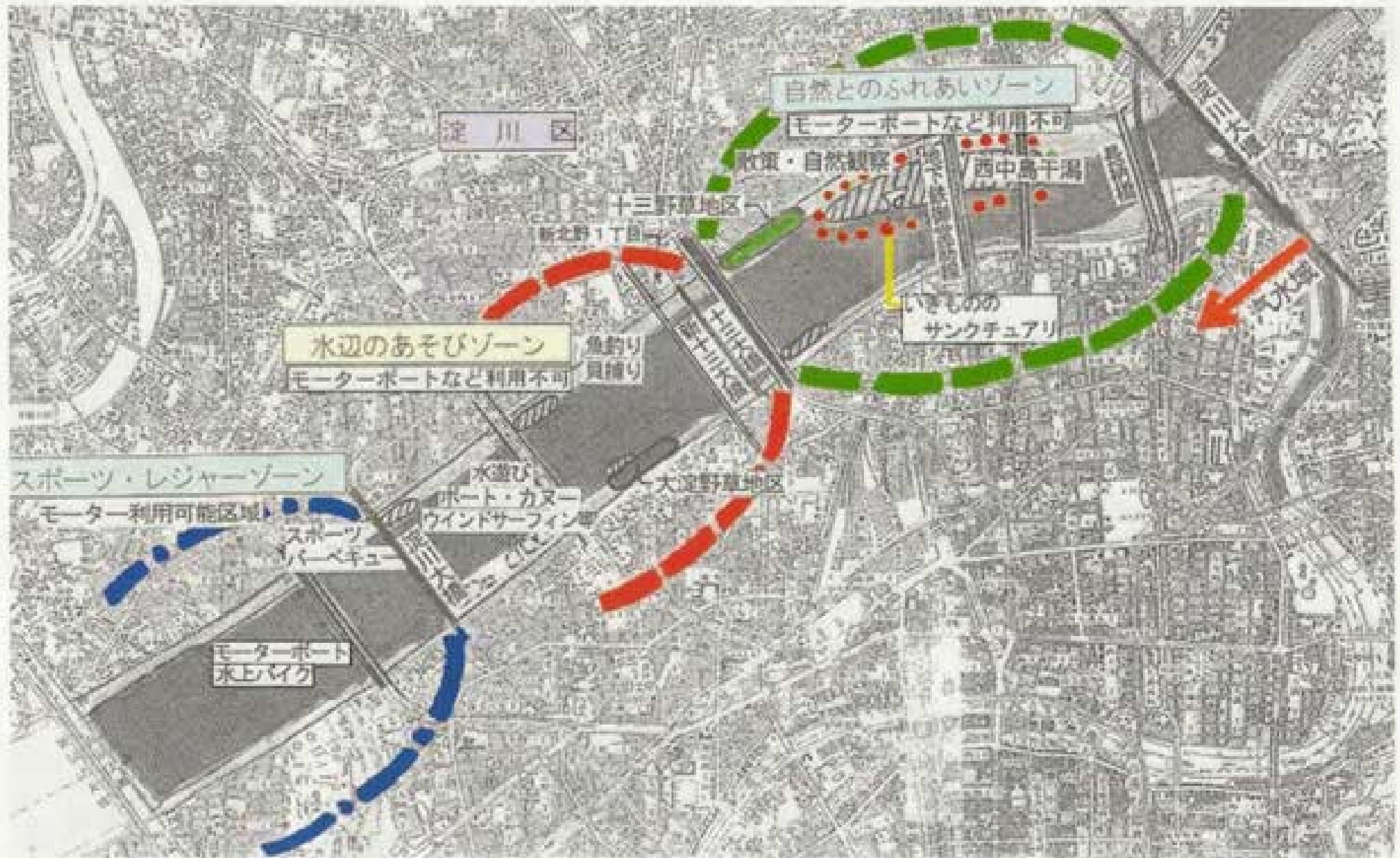
十三干潟周辺には約130種類の野鳥が観察されていますが集まってきた野鳥たちも、早朝からレジャーボートやモーターボートが走り回ると、安住の地を脅かされてどこかへ飛んでいってしまいます。特に渡り鳥などにとってこの場所は中継基地的な重要な場所でもあります。しかし、こうしたスポーツ、レジャーを楽しむ人々を一方向的に締め出してしまってもできません。そこで、淀川の汽水域をいくつかのゾーンにわけ、それぞれのゾーンで目的に応じた楽しみ方、川とのふれあい方ができるように提案したいと考えています(別紙ゾーニング案参照)。

特に、十三大橋より上流の区間については、自然とのふれあいゾーンとして、人間重視ではなく、生物にとってすみやすい川という視点を持って整備にあたっていただきたいと考えております。

### 3 . 終わりに

これまでの河川に関する施策から大きく転換し、今回貴委員会が、河川整備計画策定に向けて市民の声を最大限取り入れるよう努力されてきたことは市民参加の河川施策実現の端緒が切り開かれた画期的なものと確信しております。また、今回のとりまとめの河川レンジャー(仮称)、流域センター(仮称)についても大変有意義なもので是非実現に向けていただきたいと考えております。最後に、今後のとりまとめにあたりまして、川が人々との生活の中に重要な生活空間として、また淀川水系が琵琶湖から大阪湾まで流域全体で認識共有をはかり子々孫々に貴重な財産が引き継がれるようなものになりますようお願いいたします。今後とも、市民と行政とのパートナーシップに基づいた河川施策が継続されることをわれわれ実行委員会一同、願っております。

# 水面利用のゾーニング案



(参考) 新しい淀川河川公園のイメージ



淀川河川公園フォローアップ委員会資料より抜粋